



令和3(2021)年度版

い バ ラ き の環境（案）

(令和2(2020)年度実績報告書)

心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

目次

はじめに	1
1 令和2(2020)年度のい・バ・ラ・き環境ニュース	4
2 環境像を実現するための基本施策・取組方針の進捗状況	6
【いごこちの良い生活環境をたもつ】	6
1 健康に過ごすことができる生活環境の保全	6
2 新たな環境課題への対応	9
3 快適環境の保全	10
【バランスのとれた自然環境をつくる】	12
1 都市とみどりの共存	12
2 自然資源の利用の推進	14
3 生物多様性の保全	16
【ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす】	18
1 省エネルギーの実践及び普及啓発	18
2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	20
3 低炭素な暮らしや事業活動の推進	22
【きちんと分別で資源の循環をすすめる】	24
1 減量化の推進	24
2 再資源化の推進	26
3 適正処理の推進	29
【環境意識・環境教育・環境行動】	31
【環境基本計画の推進体制】	33
【環境基本計画の進行管理】	34
環境に関する主な支援制度一覧	37
茨木市環境基本条例	40
別添 茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況	

はじめに

本市の市域は、南北に長く東西に短い形となっています。北半分は丹波高原の老の坂山地の麓で、南半分には、大阪平野の一部をなす三島平野が広がっています。

平成29(2017)年に新名神高速道路茨木千提寺インターチェンジ、令和元(2019)年にJR総持寺駅が開業しました。現在は安威川ダムや彩都東部地区の整備が進んでいます。

近年における市の環境の概況としては、大気、水質では、概ね環境基準を達成しており、健康被害や環境への大きな課題は発生していません。

また、本市の環境行政の特徴として、一般廃棄物処理施設（環境衛生センター）において、処理後に発生する残さの多くを再資源化することができる高温溶融処理方式を採用しており、多様化するごみ質に対応するほか、ごみ処理の過程で発生するダイオキシン類などの排出を抑制しています。

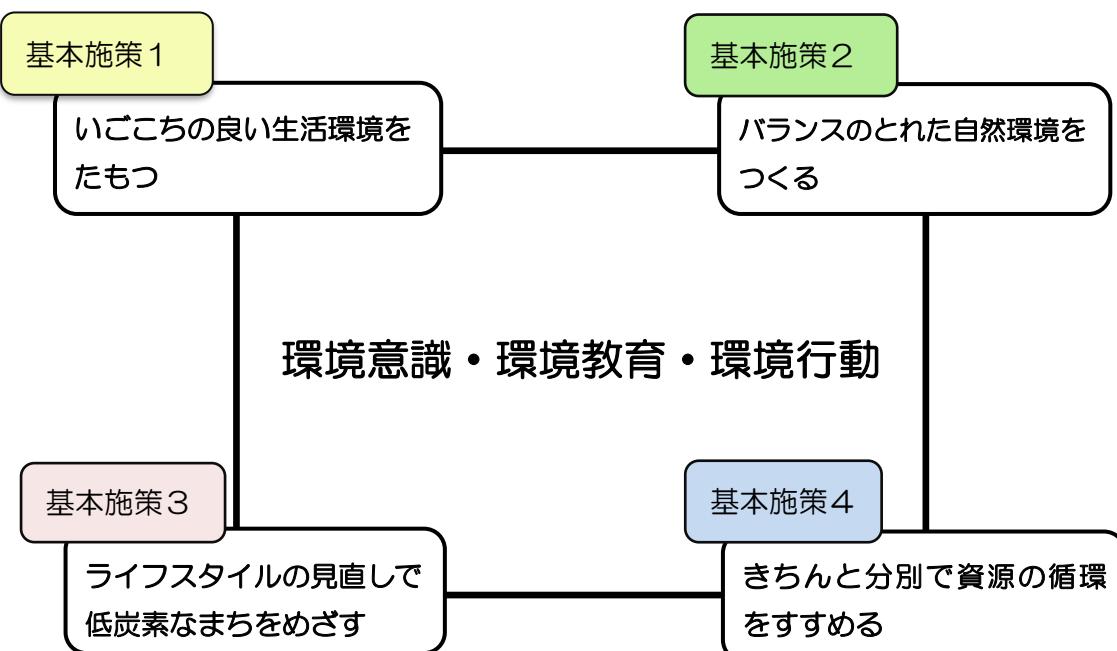
令和3(2021)年度版いばらきの環境は、茨木市環境基本条例第10条に基づき年次報告書として作成したもので、平成27(2015)年度から実施している新たな環境基本計画における基本施策の4つの柱に沿った構成としています。

環境像

心掛けから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

基本施策

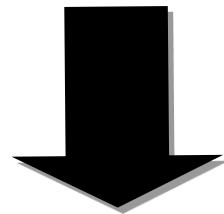
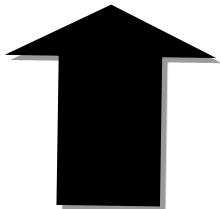
4つの基本施策を立てており、いずれの施策も人づくりや仕組みづくりが重要であることから、「環境意識」「環境教育」「環境行動」を横断的な要素としています。



環境基本計画の進行管理（PDCAサイクル）

計画 (Plan)

毎年の実施計画「第5次茨木市総合計画実施計画」

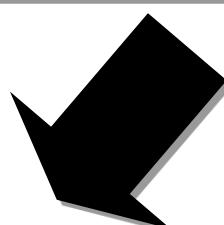
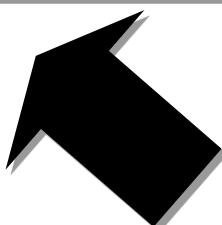


改善 (Action)

- Check 内容を取組方法や事業内容に反映
- 必要に応じ環境指標の見直し

実施 (Do)

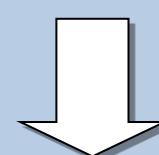
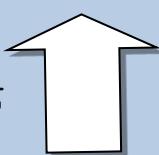
- 市の施策、事業の実施
- 市民・事業者・市の連携による取組の実施



点検・評価 (Check)

- 市の施策、事業の実施
- 市民・事業者の取組状況の把握

意見・助言

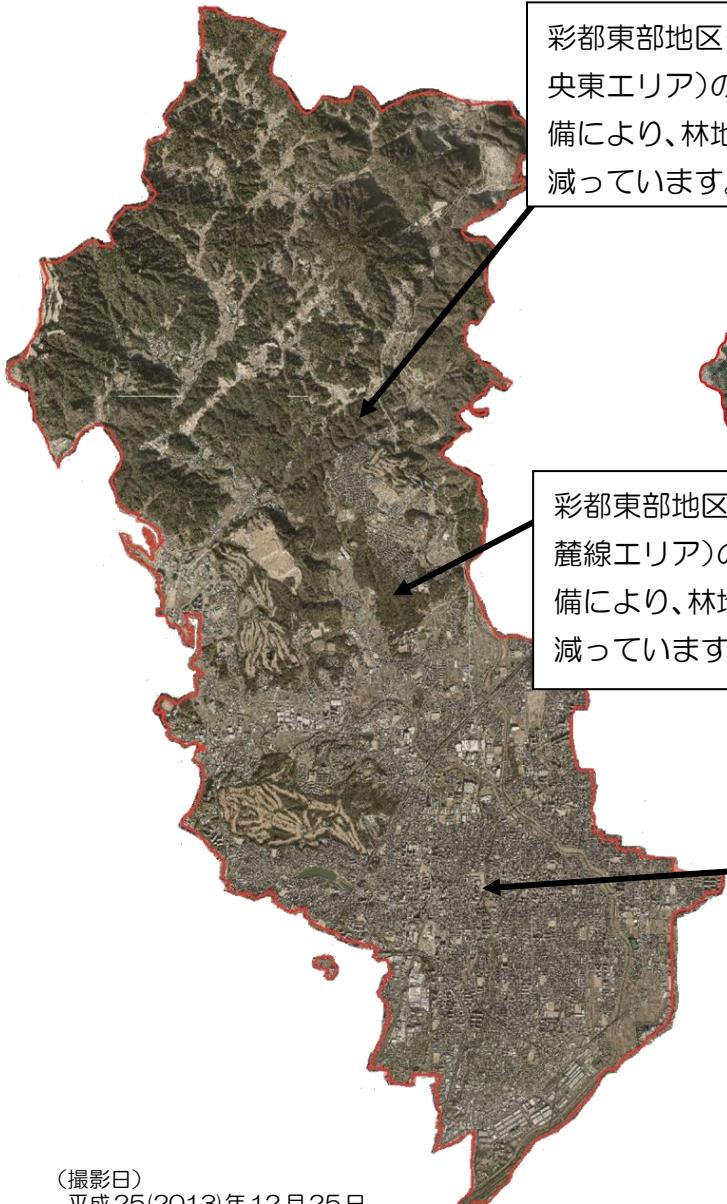


年次報告書
(いばらきの環境)
の公表

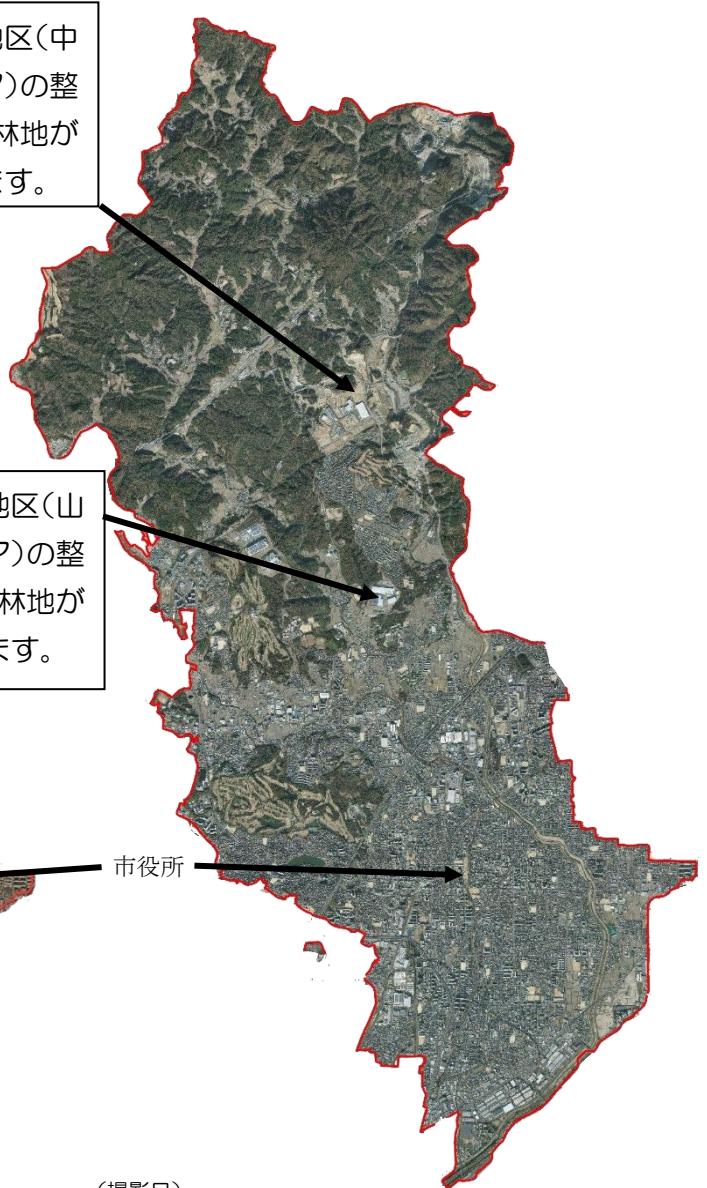
- 環境審議会
- プラットホーム
- 市民・事業者

茨木市の全域図

平成25(2013)年度



令和2(2020)年度



(撮影日)

平成25(2013)年12月25日
平成25(2013)年12月29日
平成25(2013)年12月31日
平成26(2014)年1月3日

(撮影日)

令和2(2020)年12月22日
令和2(2020)年12月23日

1 令和2(2020)年度のい・バ・ラ・き環境ニュース

環境基本計画で掲げている「4つの基本施策」の取組をご紹介します！

い

ごこちの良い生活環境をたもつ

路上喫煙禁止地区を追加しました！

既存の路上喫煙禁止地区（JR茨木駅、阪急茨木市駅の両駅周辺と中央通り）に加えて、令和2(2020)年4月1日から、阪急南茨木駅・大阪モノレール南茨木駅周辺とJR総持寺駅周辺の2地区を新たに指定しました。また、分煙の推進を図ることにより、路上喫煙の防止を促進するため、禁止地区内の大阪モノレール南茨木駅舎下に屋外喫煙場所を設置しました（JR総持寺駅周辺の禁止地区内に屋外喫煙場所はありません）。

路上喫煙禁止地区内での路上喫煙は、罰則（1,000円の過料）の対象となります（ただし、市が設置した喫煙場所は除きます）。また、路上喫煙禁止地区でなくとも、市内全域の道路や広場、公園など屋外の公共の場所で路上喫煙をしないようにしてください。

阪急南茨木駅・
大阪モノレール南茨木駅周辺



JR総持寺駅周辺



路上喫煙禁止地区
(南茨木・総持寺)

バ

ランスのとれた自然環境をつくる

いばらきの生きもの博を開催しました！

令和2(2020)年8月3日～10日に「いばらきの生きもの博」を開催しました。市内の自然の豊かさや、生物多様性について知っていただく機会とするため、啓発パネルや標本の展示のほか、市内で捕獲した水生生物の展示や、生きものに関する講座などを実施しました。のべ約2,600人が来場されました。

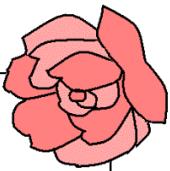


いばらきの生きもの博の様子

新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、影響のあった事業には、

ラ

イフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす



エコポイントの電子化をしました！

令和2(2020)年11月から、市公式総合アプリ「いばライフ」にエコポイント管理機能が追加されました。スマートフォンのアプリから、ポイントの取得・確認・抽選への応募が可能です。今後は、アプリの機能について周知を行うとともに、アプリに対応した対象行動を増やすなど、機能の充実に努めます。

- ・いばらき環境（エコ）ポイントに参加しよう！
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi/gomi/kankyo/ondankataisaku/ecopoint/41605.html>



大阪府茨木市
エコポイント電子画面

き

ちんと分別で資源の循環をすすめる



マイボトル専用純水サーバーを設置しました！

市民のマイボトルの持ち歩きを推進することにより、ペットボトルなどの使い捨てプラスチック容器の利用を減らすとともに、ごみの削減や循環型社会の形成に向けた意識を高めるため、市内の給水スポットの一つとして市役所本庁にマイボトル用の純水サーバーをモデル設置しました。

- ・マイボトル専用純水サーバーについて
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjukukan/menu/kateikeigomi/49403.html>



純水サーバー設置の様子



マークを指標及び取組名横に入れています。

2 環境像を実現するための基本施策・取組方針の進捗状況

基本施策1 いごこちの良い生活環境をたもつ

取組方針（1）健康に過ごすことができる生活環境の保全

【目指すまちのすがた】

- ・大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。
- ・生活排水が適正に処理されています。

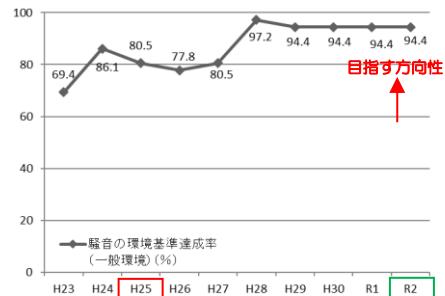
☆以下、環境指標の基準年度は基本的に茨木市環境基本計画策定時において最新データであった平成25(2013)年度としています。

【設定した環境指標の状況】

「一般環境における騒音の環境基準達成率」(1-1)

環境基準達成率は94.4%で、前年度と同じでした。

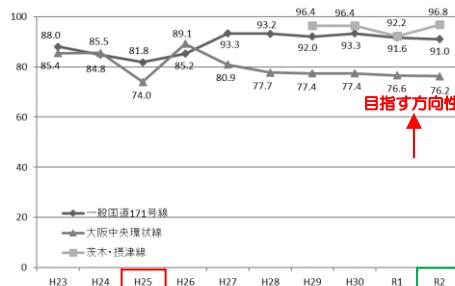
※一般環境の騒音測定結果の詳細は資料編p28~29に記載しています。



「道路騒音の環境基準達成率」(1-2)

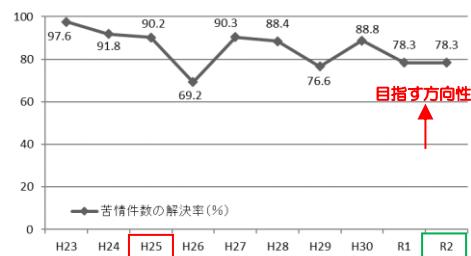
令和2(2020)年度の数値は、一般国道171号線、大阪中央環状線、茨木摂津線の3路線3地点での環境基準達成率です。茨木摂津線については、平成29年度より、毎年測定する路線に追加しています。

※道路騒音の測定結果の詳細は資料編p30~31に記載しています。



「公害苦情の解決率」(1-3)

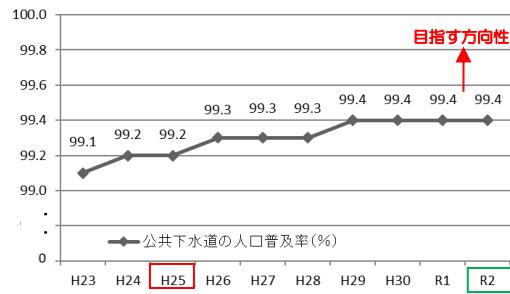
寄せられた公害苦情23件のうち、解決に至ったのは18件で解決率は78.3%でした。苦情解決率は概ね例年並みの数値でした。



「公共下水道の人口普及率」(1-4)

本市では、昭和30年代後半(1960年代前半)の急激な都市化によって、浸水や水質汚濁が進み、昭和37(1962)年から公共下水道の整備に着手しました。

この下水道整備を市政の最重要施策として、積極的に実施し、令和2(2020)年度末現在で公共下水道の人口普及率は99.4%となっています。



□：基準年度 □：最新年度

令和2(2020)年度に実施した主な取組内容の紹介

■市内の環境監視及び公害関係法令に基づく指導【環境政策課】→指標1-1、指標1-2、指標1-3と関連

※以降、各環境指標を目指すべき方向についての取組を紹介する際、上記のように記載します。

市内の大気汚染、水質汚濁、騒音の状況を把握するため、大気常時監視、河川及び地下水の水質測定、一般環境及び道路沿道の騒音測定を行いました。大気常時監視の結果については、市のホームページに速報値を掲載しています。このほか、光化学スモッグ発令時には、関係機関に通報連絡をしています。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等の公害関係法令に基づく届出の受付及び立入調査、改善指導等を行うとともに、市民からの公害苦情及び相談を受けたときは、関係課と連携し、発生源事業所に対する改善指導を行い、良好な生活環境の保全に努めています。

市のホームページ
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp>

茨木市大気環境情報
<http://www.ibaraki-kankyo.jp/index.php>

■水洗便所の普及（水洗便所改造に係る貸付金・助成金）【下水道総務課】

水洗便所設置等を促進するため、くみ取り便所等から水洗便所への改造に必要な資金を、1設備につき300,000円以内で貸し出す貸付金制度を設けています。また、水洗便所に改造される際に、1戸1設備に限り5,000円の助成金の交付を行っています。

令和2(2020)年度は貸付けの承認決定を1件、助成金の交付決定を10件行いました。

- 水洗便所改造に係る貸付金・助成金について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/gesuidosoumu/menu/benjokaizo.html>

■合併浄化槽の設置【下水道施設課】

川や水路の水をきれいに保ち、快適な生活環境をつくるために、平成25(2013)年度より本市の北部地域に合併浄化槽（家庭から排水される台所や風呂などの生活排水とし尿と一緒に浄化処理する施設）を市で設置し、維持管理する公設浄化槽事業（民間の浄化槽を所有者から寄附を受け、市で維持管理を行う事業を含む）を行っています。

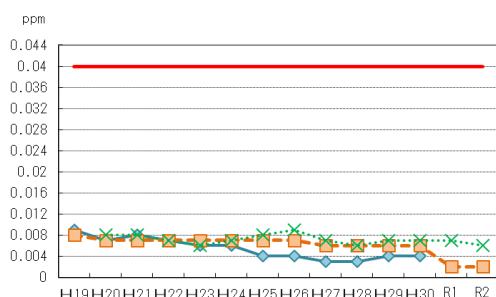
対象地域は、大字泉原、大字上音羽、大字下音羽、大字長谷、大字銭原、大字清阪で浄化槽の大きさが200人槽以下となる住宅または事業所を対象としています。

これまでに、累計で204基整備しています。

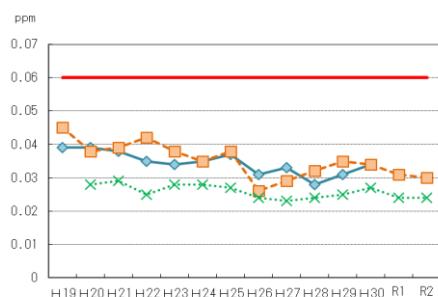
令和2(2020)年度のいばらきの生活環境について

大気 茨木市役所局 中央卸売市場局 耳原小学校局 環境基準

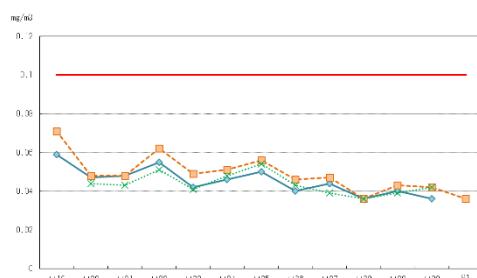
二酸化硫黄（日平均値の2%除外値）
【環境基準】0.04ppm 以下であること等



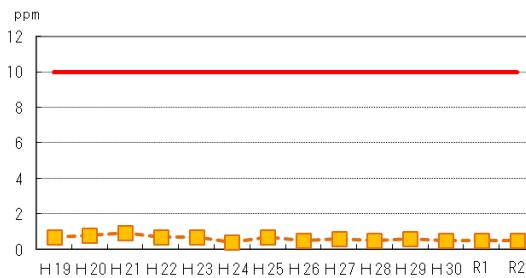
二酸化窒素（日平均値の年間98%値）
【環境基準】0.06ppm 以下であること等



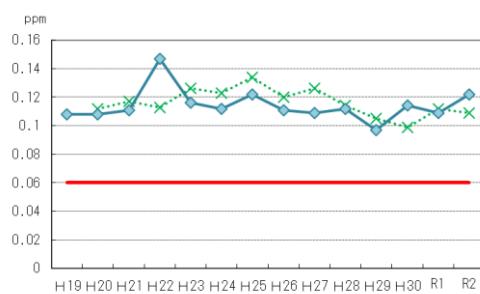
浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外日）
【環境基準】0.10mg/m³以下であること等



一酸化炭素（日平均値の2%除外日）
【環境基準】10ppm 以下であること等



光化学オキシダント（屋間の1時間値の最高値）
【環境基準】0.06ppm 以下に維持すること等

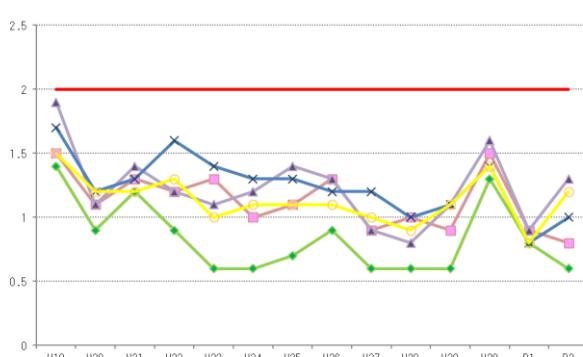


光化学オキシダント以外の項目について、環境基準を達成しています。
詳細な数値については、いばらきの環境資料編「大気環境の保全」(p3~8)をご覧ください。

水質 桑ノ原橋(安威川) 千歳橋(安威川) 宮鳥橋(安威川)
中河原橋(勝尾寺川) 安威川合流直前(茨木川) 環境基準

生物化学的酸素要求量（BOD）75%の経年変化

【環境基準】2mg/L 以下であること



水の汚れ具合を表す目安として「BOD（生物化学的酸素要求量）」という指標があります。BODとは水中の汚れを微生物が分解し、きれいにする時に必要な酸素の量を示したもので
す。この数値が大きいほど、水は汚れています。魚が快適に住める水質は、BOD5mg/L以下です。

基本施策1 いごこちの良い生活環境をともつ 取組方針（2）新たな環境課題への対応

○目指すまちのすがた

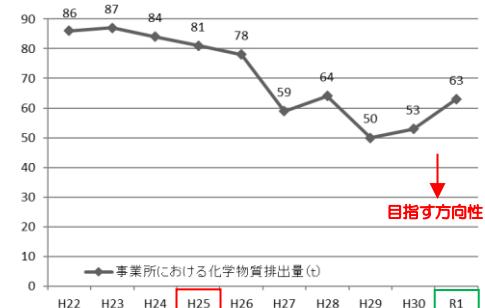
- ・化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。

【設定した環境指標の状況】

「事業所における化学物質排出量」(2-1)

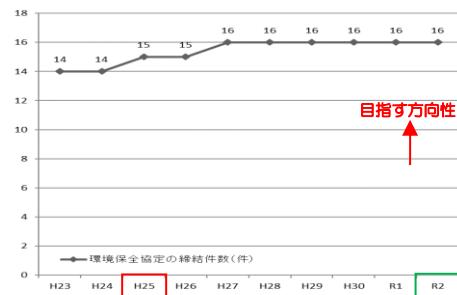
国で取りまとめを行った最新の数値として、令和元(2019)年度の事業所における化学物質排出量は63tでした。平成23年度をピークに減少傾向にあります。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



「環境保全協定の締結件数」(2-2)

令和2(2020)年度末時点での環境保全協定の締結件数は16件でした。また、令和2(2020)年度にライフサイエンス系施設が1件新設され、現在、新たに環境保全協定を締結するために協議中です。



□：基準年度　■：最新年度

令和2(2020)年度に実施した主な取組内容の紹介

■ P R T R 法に関する届出及びライフサイエンス系施設環境保全対策【環境政策課】→指標2-1、指標2-2と関連

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)に基づき、特定化学物質の環境への排出量等の届出を事業所へ指導し、事業者による化学物質の自主的な管理や削減への取組みが促進するよう助言を行いました。市内から排出される化学物質は、ガソリンに含まれるトルエンなど揮発性有機化合物が大半です。

また、市内で遺伝子組換え施設を設置しようとする事業者と「ライフサイエンス系施設の環境保全対策に係る協定」の締結に向けて協議を行いました。既に協定を締結している事業者には、実験の実施状況や施設の管理状況等の報告を指導するとともに、定期的に立入調査を実施し、施設の適正な維持管理について指導を行いました。



ライフサイエンスパークのまちなみ

基本施策1 いごこちの良い生活環境をともつ

取組方針（3）快適環境の保全

○目指すまちのすがた

- ・モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。

【設定した環境指標の状況】

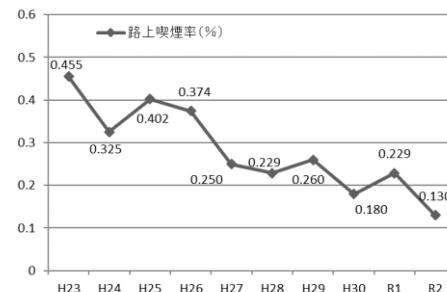
「路上喫煙率」(3-1)

マナー推進員による条例の周知・啓発活動や職員による巡回指導等の路上喫煙防止に関する取り組みを継続することで、路上喫煙率は0.130%と前年度より低くなっています。

※路上喫煙率=喫煙者（加熱式たばこ含む）/総通行量

・路上喫煙禁止地区について

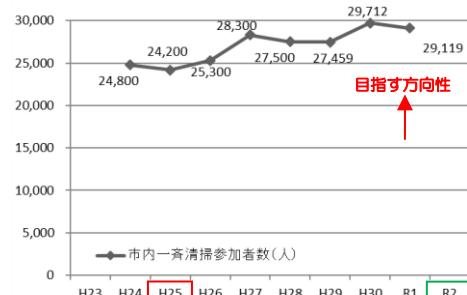
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/shimineikatsu/menu/shiminseikatsukakari/rojokitsuen/kinsitikusitei.html>



「市内一斉清掃参加者数」(3-2)

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止となりました。

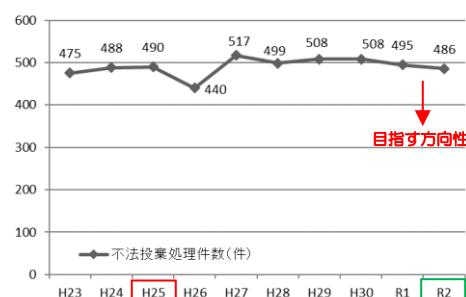
※年末一斉清掃の参加者数になります。



「不法投棄処理件数」(3-3)

不法投棄禁止の看板設置による啓発や職員による昼間パトロール(毎日)、警察との連携による夜間パトロール(月に1回)など不法投棄件数削減に向けた取組を行っており、令和2(2020)年度は、削減することができました。

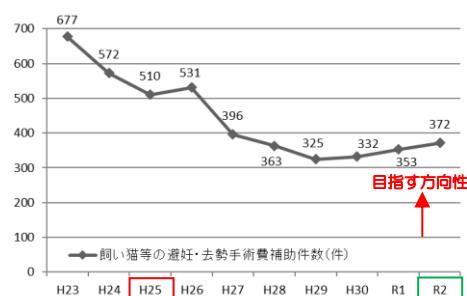
※不法投棄処理量については資料編p34に掲載しています。



「飼い猫等の避妊・去勢手術費補助件数」(3-4)

飼い猫を含む補助件数全体では、前年度に比べ増加しています。また、所有者不明猫の避妊・去勢手術に取り組む団体は、令和3(2021)年3月末現在で24団体の登録があり、地域とともに積極的に取り組んでいます。

※環境基本計画では「飼い犬等」ですが、制度の変更に伴い「飼い猫等」に変更しています。



※平成27(2015)年6月までは飼い犬を含む

■: 基準年度 ■: 最新年度

令和2(2020)年度に実施した主な取組内容の紹介

■動物愛護の推進【市民生活相談課】→指標3-4と関連

飼い猫等のみだりな繁殖を抑制し、動物愛護についての意識の高揚、並びに地域社会に対する迷惑の防止を図るため、猫の飼い主、及び一定要件を満たす所有者不明猫を減らす活動を行う団体に対して、避妊・去勢手術費の一部の補助を行いました。

所有者不明猫活動団体は、世話をする猫が避妊・去勢手術を受ける際、同時に耳先をカットし、繁殖能力がないことが一目で分かるようにした後、捕獲した場所に戻します。このように、地域に不幸な命を増やさず、所有者不明猫が命を全うできるよう、人と動物が安心して暮らしていけるような環境づくりに取り組んでいます。

また、動物愛護週間の啓発行事として「動物愛護展」を開催し、写真パネルの展示や行政収容動物の譲渡についての情報提供などを进行了。

- ・所有者不明猫活動団体について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/shiminseikatsu/menu/shiminseikatsukakari/shoyuushahumei.html>



耳のV字カット

■ごみの散乱防止【環境事業課】

ごみ置場のごみの散乱を防止するため、「防鳥ネット」の貸出を行っています。



防鳥ネット

基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる 取組方針（1）都市とみどりの共存

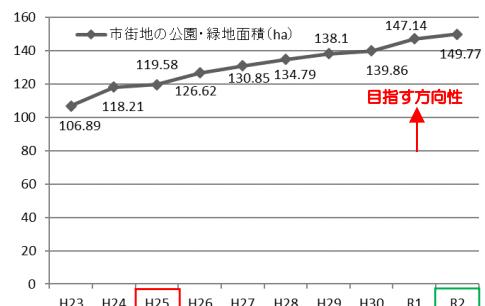
【目指すまちのすがた】

- ・市民や事業者・団体が、みどりの必要性を認識し、緑化活動や水辺の保全が進んでいます。
- ・公園や水辺は、市民でにぎわっています。

【設定した環境指標の状況】

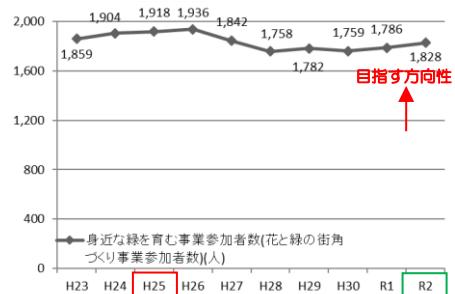
「市街地の公園・緑地面積」(4-1)

新たに沢良宜浜南公園・彩都はなだ緑地を供用開始及び中央公園の開設面積が増えたため、市街地の公園・緑地面積が149.77haになりました。



「身近な緑を育む事業参加者数(花と緑の街角づくり推進事業参加者数)」(4-2)

新たに7団体が活動を開始し、事業への参加者が1,828人になりました。



□：基準年度　■：最新年度

令和2(2020)年度に実施した主な取組内容の紹介

■親水水路等整備事業【下水道施設課】

市内中心部を流れる高瀬川・小川親水水路や南部地域を流れる島地区せせらぎ水路において、市民に憩いとうるおいのある水辺空間の創出に努めています。

■さくらまつり【公園緑地課】

緑地の桜を楽しんでいただくことで、自然環境の大切さを啓発するとともに、まちの活性化につなげるために、桜の開花シーズンに元茨木川緑地で市民さくらまつりを開催しています。

令和2(2020)年度は、開催に向けて準備を進めていましたが、事業を中止しました。

■若園公園バラ園【公園緑地課】

市の花バラが親しまれるように、若園公園に約180品種1,750株のバラを植栽したバラ園があります。春と秋の開花シーズンには市内外から多くの方々が訪れます。

令和2(2020)年度は、9月にせん定実技講習会を開催しました。



若園公園バラ園



せん定実技講習会の様子

■民有地緑化助成事業【公園緑地課】

都市緑化を推進するためには、公共施設だけではなく住宅や事業地等の民有地の緑化に取り組む必要があります。本市では住宅等の道路沿いにおける樹木の植栽及び壁面の緑化を対象に、その費用の2分の1(上限あり)を助成し、緑豊かで潤いのある街づくりの推進を図っています。

令和2(2020)年度は3件、22本の樹木を植栽及び14.0m²の壁面を緑化していただきました。

■みどりのカーテンの推進【環境政策課】

身近に実践できるヒートアイランド対策として、みどりのカーテンを推進しています。みどりのカーテンとは、つる性植物を窓や壁の外側にカーテンのように生育させることで、日差しを和らげたり、葉から出る水蒸気（蒸散作用）で室内の温度上昇を防いだりするものです。

令和2(2020)年度は市民36人、事業者等7団体、市立保育所等5か所、市立幼稚園12園、市立小学校32校、市立中学校12校、学童保育4か所に取り組んでいただきました。

7月中旬まで雨が多く、梅雨明けからは、暑さが厳しくなったことで、報告書では、市民モニターの中で、上手く生育できない事例もありました。

しかし、市民モニターのほとんどが、ヒートアイランド現象や環境問題について考えるきっかけとなったとアンケートで回答していました。



家庭での取組の様子

■庁舎の屋上緑化【総務課】

建物のコンクリートや道路のアスファルトなどは、太陽の熱を吸収し蓄えるため、夜になつても気温が下がらない「ヒートアイランド現象」が起こります。このような現象を抑制する対策として、平成26(2014)年度に、庁舎の屋上的一部分を緑化し、屋根焼けの防止及び断熱・保温効果による空調の効率化を図っています。

施工した箇所の効果測定を行い、外気との温度差でみると、概ね同じ外気温度で施工前と比較した場合、夏期で0.7°Cから1.4°Cの断熱効果が、冬期では、0.7°Cから2.8°Cの保温効果があると考えられます。

基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる 取組方針（2）自然資源の利用の推進

【目指すまちのすがた】

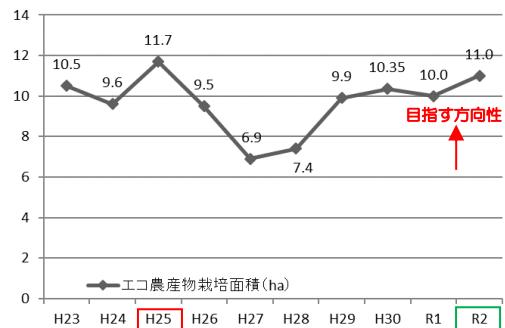
- ・美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。
- ・間伐材などの有効利用が多方面で進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「エコ農産物栽培面積」(5-1)

エコ農産物栽培面積が11haとなったのは、エコ米の増加が要因であると考えられます。

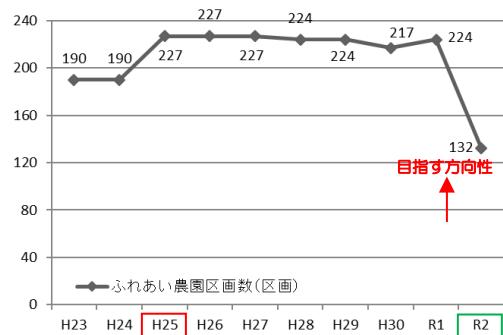
※エコ農産物とは、農薬と化学肥料（チッソ）の使用量を慣行栽培の5割以下にして栽培された農作物です。



「ふれあい農園区画数」(5-2)

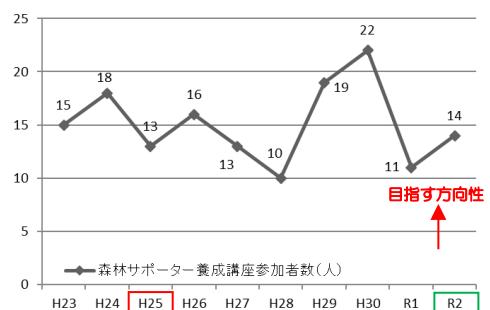
閉園や老朽化による工事に伴う休園及び山間部では交通の便により人気が低下し、区画数が132区画になったと考えられ、市ホームページにより随時追加募集を行っています。

- ・市が開設したふれあい農園について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/nougyounikansurukoto/shimin/nouwotanoshimitaikata/shiminnouentou/citizenfarm_zenihara1.html



「森林サポーター養成講座参加者数」(5-3)

自然環境保護に関する関心の高まりから参加者数は微増しており、今後もあらゆる機会を通して養成講座の周知及び啓発を図ります。



□：基準年度 □：最新年度

令和2(2020)年度に実施した主な取組内容の紹介

■里山センター【農林課】

里山センターは森林保全ボランティア団体の活動拠点施設です。身近な自然に親しんでいただけるよう、四季のイベントや炭焼き講座を開催しています。また、活動で発生した木材や炭の販売など、間伐材の有効活用も進めています。令和2(2020)年度は、イベントを中止しました。

- ・里山センターについて

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/shinrinniksurukoto/satoyamasentanitsuite/satoyamasenta.html>



■農業祭【農林課】

市内農林産物等を展示し、都市と農村の交流を図ることで農林業に対する市民の理解と認識を深めるとともに、農林業に対する市民の理解と認識を深めるとともに、農林業の健全な発展と農業・農村の活性化を図っています。

令和2(2020)年度は、開催に向けて準備をしていましたが、イベントを中止しました。

■農業の振興と遊休農地の解消【農林課】→指標5-2と関連

茨木の農業を振興し、また遊休地解消するために集落営農組織の運営支援、農業委員会と連携した遊休農地調査や営農指導を行いました。あわせて農地中間管理機構を活用した遊休農地と担い手のマッチングを行うことで、遊休農地のさらなる解消を図りました。また、一定の営農技術を取得し、独立・自営就業する方を新規就農者に認定し、国の給付金を活用して農業経営のサポートを行いました。

■森林整備について【農林課】

公益的な機能を有する森林の保全を図るため、林業者団体が実施する森林整備作業に対して森林環境譲与税を活用した支援を行っています。また、森林整備作業で発生した間伐材は、従前はほとんど山に放置していましたが、今は建築材等として市場へ搬出しています。

■北部の害獣対策・防除について【農林課】

イノシシ・シカによる農作物被害や目撃情報が多く寄せられていることから、実行組合への捕獲檻の貸し出しや猟友会によるくくりわなの設置等により、イノシシ・シカを捕獲しました。また、被害防止のため農業者に対し有害獣防止網設置に対する補助金を交付し、設置の助成を行いました。

令和2(2020)年度はイノシシを35頭、シカを27頭捕獲しました。

- ・イノシシ対策について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/nougyounikansurukoto/nougyousha/nougyounikansuruiyouhou/tyoujyuukankeinitsuite/inoshishi.html>

基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる

取組方針（3）生物多様性の保全

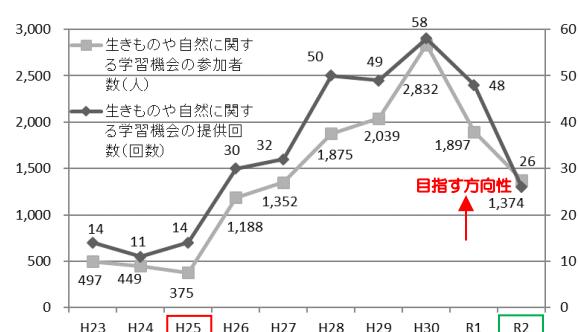
【目指すまちのすがた】

- ・生きものや自然と触れ合う機会が増えています。
- ・多様な生きものが生息・生育できる環境が整っています。

【設定した環境指標の状況】

「生きものや自然に関する学習機会の提供回数・参加者数」(6-1)

新型コロナウイルス感染症感染対策のため、一部のイベントが中止となり、生きものや自然に関する学習機会の提供回数・参加者が26回・1,374人となりました。



□：基準年度　■：最新年度

令和2(2020)年度に実施した主な取組内容の紹介

■ホタルの生育できる環境づくり【公園緑地課】

都市部における自然回帰として、自然豊かな西河原公園において、ゲンジボタルの生息環境を整えたうえでホタルを保護してきました。現在では公園の自然環境内での自生が確認されています。



ゲンジホタルが生息する西河原公園の環境

■河川体験型環境教育事業の実施【環境政策課】

→指標6-1と関連

市民に豊かな茨木の自然を感じてもらい、自然環境の保全や生物多様性の重要性を認識してもらうため、大正川（天王小学校前）と安威川（桑ノ原橋上流）で河川体験型環境教育事業を実施しました。

捕獲した魚や水生昆虫の同定を行い、身近な川に生息する生物について学びました。安威川では、捕獲した生物から川の水質を判定しました。また、在来種と外来種を実際に見ながら解説を聞くことで、外来種の生態系への影響について理解を深める機会となりました。



桑ノ原橋上流での様子

北部地域のプロジェクトについて（安威川ダム）

安威川ダムの建設については緑地の保全・回復等に努めた工事が大阪府によって行われています。また、安威川ダム周辺整備事業では周辺の自然環境と調和の取れた整備を茨木市、大阪府、民間事業者と連携を図りながら検討を進めています。

工事状況は令和4(2022)年春のダム堤体完成を目指し、現在、本格的なダム堤体の盛り立て等が行われています。

- ・安威川ダム事業の現状と経過について

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aiga_wadam/dam_keikatogenjoh.html



工事中の安威川ダム
(令和3年8月)

■環境資源補完調査の実施【環境政策課】



市域の生物多様性の状況を把握するため、平成27(2015)

- ・28(2016)年度に環境資源調査を実施し、その調査を補完する年に毎年度、環境資源補完調査を実施しています。

また、調査結果を基に、生きもの発見ガイドブック(20部)と、小学生向けのリーフレット(2,881部)を作成し、配布しています。

令和2(2020)年度は、森林、公園緑地、里地里山、河川を対象として、4ルートで6回調査を実施し、調査対象種のうち17種や特筆すべき種として48種などを確認しました。



左：生きもの発見ガイドブック
右：生きものいろいろ探しに行こう！（リーフレット）

■アライグマ・ヌートリアの被害対策【農林課】

アライグマによる農作物被害や住宅のベランダへの侵入等の生活環境被害が急増、また、南米原産のネズミの仲間で、大きなオレンジ色の前歯が特徴のヌートリアによる農業被害の報告も出ています。ともに「特定外来生物」に指定されており、本市では、「箱わな」を使い、市民等の協力を得て捕獲活動を実施しました。

なお、害獣とは、農林産物の食害や田畠を掘り起こすなどの被害を加えるイノシシ、シカ、アライグマなどの哺乳類です。

・鳥獣関係について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/nougyounikansurukoto/nougyousha/nougyounikansurujouhou/tyoujyuukankeinitsuite/index.html>



ヌートリア



市で貸出している箱わな

特定外来生物について

「特定外来生物」とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法によって指定された生きものです。特定外来生物に指定された生きものについては飼育、栽培、保管及び運搬することや、野外へ放つ、植える及びまくこと等が原則禁止されます。

茨木市では発見されていませんが、府南部で発見されているクビアカツヤカミキリは幼虫がサクラやウメ、モモ、スマモ、カキなどの樹木の幹の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう外来昆虫です。加害された木は衰弱し、やがて枯れてしまいます。見かけましたら、環境政策課までご連絡ください。

また、茨木市の北部地域を中心に繁殖が確認されているナルトサワギクは、枝先に咲く多数の黄色い花が特徴で、真夏と真冬を除いて、ほぼ一年中花や種をつけます。アルカロイド系の毒を含むため、動物が食べると中毒症状を起こす可能性があります（素手で触れても害はありません）。再生力・繁殖力が強く、もともと生息していた植物が追いやりられることで、自然のバランスが崩れてしまう恐れがあります。

・茨木市で発見されている特定外来生物について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/biodiversity/ikimono/gairai/38148.html>



クビアカツヤカミキリ

基本施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす 取組方針（1）省エネルギーの実践及び普及啓発

【目指すまちのすがた】

- ・市民等の環境に関する意識が高まり、省エネルギーの実践が進んでいます。

～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定～

本市では、地域の特性や現在の社会情勢をふまえて、温室効果ガス排出量削減に取り組むために「茨木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を令和3(2021)年3月に策定しました。

本計画は、市内全体の温室効果ガス排出量削減を目標に設定しており、その目標達成に必要な施策や取組を具体的に記載しています。

「脱炭素社会に向けあゆみつづけるまち 茨木」をめざすまちの姿として掲げ、令和12(2030)年までに市民一人当たり二酸化炭素排出量を35%削減、令和32(2050)年までに実質ゼロにする目標を掲げています。

この目標を達成するには、市民・事業所・市のそれぞれが地球温暖化対策の重要性を具体的に理解し、取り組んでいただく必要があり、互いに連携した取組を推進しています。

計画の詳細は、市HPから閲覧、または環境政策課窓口で概要版を配布しております。

- ・茨木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kankyokeikaku/jikoukeikaku/taisaku_kuiki/kuikishisakusakutei.html

【設定した環境指標の状況】

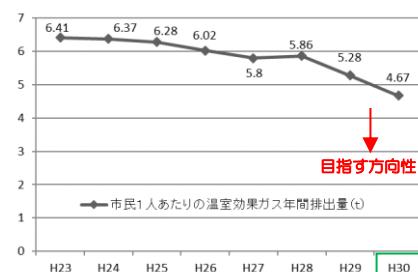
「市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量」(7-1)

市民一人あたりの温室効果ガス年間排出量が4.67tと減少しています。

※部門別排出量など、詳細は別添茨木市地球温暖化対策実行計画進捗状況を参照してください。

※参照しているデータの算出方法が変更になったため、平成23(2011)年度の数値が、環境基本計画掲載の数値と異なります。

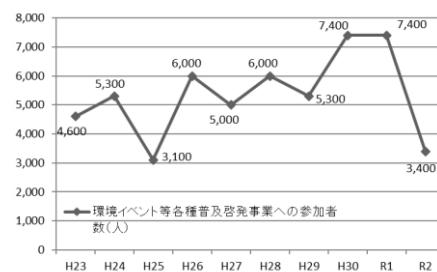
※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



※基準年度は平成2(1990)年度

「環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数」(7-2)

令和2(2020)年度は、開催規模を大幅に縮小したため、参加人数が大きく減少しました。



「プラットホームへの参加者数」(7-3)

令和2(2020)年度は、実施していません。

※プラットホームとは、市民や事業者など様々な主体の方が集まり、それぞれの取組やアイデアを持込み情報交換や勉強会を行う場のことです。

※一般募集はしておりません。



□：基準年度 □：最新年度

令和2(2020)年度に実施した主な取組内容の紹介

■「見える化」の推進（省エネナビ・ええことカレンダー＜いばらき環境家計簿＞）【環境政策課】→指標7-1と関連

省エネナビは、今使っている電気の量をリアルタイムに把握できる機器です。本市では6か月間貸出を行っています。

ええことカレンダーは家庭で使用する電気・ガス・水道などの使用量やごみの排出量を記録し、二酸化炭素の排出量を算出することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が私たちの生活からどれだけ発生しているかを知り、排出量を減らす行動を実践していただくためのものです。

ええことカレンダーを環境啓発イベントで配布し、実施結果を提出されたかたには、他の家庭がどのくらいの二酸化炭素を排出しているのかを比較できる結果報告を送付することで、取組の振り返りと継続に役立てていただいている。

※ええことカレンダーの実施状況は、巻末別添の別13に記載されています。



ええことカレンダー
(いばらき環境家計簿)

■茨木市地球温暖化対策実行計画の推進【環境政策課】

茨木市地球温暖化対策実行計画では、市民一人あたりの排出量について削減目標を掲げ取り組みを推進しています。

令和2(2020)年度は、本計画最終年度であるため、計画の改定を行いました。

令和2(2020)年度の取り組み状況等は、巻末の別添をご参照ください。

■エコオフィスプランいばらき（第5版）の推進【環境政策課】

本市では、エコオフィスプラン（第5版）を実践し、市の事務事業において排出する温室効果ガスについて、平成25(2013)年度を基準として18%の削減目標を掲げています。令和2(2020)年度は、基準年度比では9.0%の増加、前年度比では4.3%の増加となりました。なお、エネルギー使用量については、基準年度比では3.7%の減少となりましたが、前年度比では1.8%の増加となりました。

エネルギー使用量の基準年度比での減少要因は、平成30(2018)年度に導入したハイブリッドNコードにより、廃棄物処理の際に使用する石炭コード使用量が減少したことによるものです。

温室効果ガス排出量の増加原因是、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、テイクアウト需要の高まりによる市民からのプラスチックごみ排出量の増加によるものと考えられます。

※平成25(2013)年度以降の温室効果ガス排出量、エネルギー使用量については、資料編のP37に記載されています。
※ハイブリッドNコードについては、別15を参照

■環境啓発イベントの実施【環境政策課】→指標7-2と関連

市民の環境に関する知識及び意識の向上を図り、自発的な環境学習へのきっかけをつくることを目的に、環境フェアなどの環境啓発イベントを実施しています。

令和2(2020)年度は、「未来へ、新しい生活を。 COOL CHOICE」をテーマに、11月21日・22日に、茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）にて実施しました。



いばらき環境フェア 2020

基本施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす 取組方針(2) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

【目指すまちのすがた】

- 化石燃料に依存しない、再生可能エネルギー等の導入により、低炭素な暮らしや事業活動の普及が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「再生可能エネルギー導入件数」(8-1)

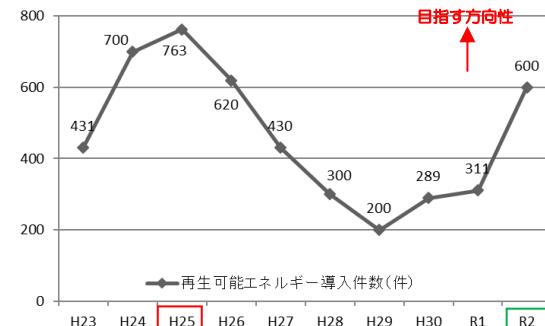
再生可能エネルギー導入件数が平成29(2017)年度以降に増加傾向である要因は、システム設置価格が低下していることが要因です。

令和2(2020)年度に600件と大幅に増加しているのは、新電力を含むデータ集計になったことが要因です。

※再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然の営みから継続して利用できるエネルギーのことです。

※新電力とは、電力小売自由化により、新規参入した電力会社のことです。

※茨木市所管施設での導入状況は、資料編p38~39に記載しています。



□: 基準年度 □: 最新年度

※木質ペレット等の製造工場への、間伐材の搬入量は、平成29(2017)年度以降、搬入先の辞退申し入れにより把握出来る数値がありません。

※平成30(2018)年度からバイオエタノールプラントへの廃木材搬入をしていないため、把握できる数値がありません。搬入されていた廃木材は、ごみ処理の燃料となる石炭コーカスとともに燃焼の副資材として活用されています。

令和2(2020)年度に実施した主な取組内容の紹介

■太陽光発電システム設置場所の貸し出し【水道部総務課】→指標8-1と関連

平成28(2016)年度から再生可能エネルギーの導入促進を目的に、水道施設の一部を太陽光発電システムの設置場所として、公募により決定した民間事業者に有償貸出ししています。

令和2(2020)年度の合計発電量は203,939kWhでした。

■LED導入事業【総務課・公園緑地課・建設管理課】

環境負荷の低減及び省エネルギー化を図るため、平成24(2012)年度から年次的に庁舎へLED照明設備を導入しており、令和2(2020)年度は南館の一部で導入しました。令和2(2020)年度の導入状況は、南館508本です。これにより、年間で13,527kW(蛍光管比)と電気料金115,287円(蛍光管比)の削減につながりました。

元茨木川緑地では、老朽化した公園灯のLED化を平成27(2015)年度において完了しました。残りの比較的設置年度の新しい公園灯は、令和3(2021)年度にLED化への転換を図ります。

そのほか、街路灯2,364灯をLEDに転換し、街路灯全体でのLED化進捗率は約96%になりました。今後、LEDへの転換率100%を目標に順次進めています。

■雨水貯留タンク【下水道施設課】

雨水貯留タンクに、雨どいから流れた雨水を貯めることで、庭への散水や花・木への水やりなどに利用することができます。また、下水道へ雨水が流出することを抑制するため、本市では雨水貯留タンク設置者に対する補助制度を設けています。令和2(2020)年度は13件の実績がありました。



雨水貯留タンク

■雨水浸透ます【下水道施設課】

雨どいからの雨水排水を、雨水浸透ますによって地中に浸透させることで、土地の保水力を向上させることができます。このことは、ヒートアイランド対策になるほか、下水道へ雨水が流入することを抑制する効果があるため、本市では雨水浸透ますの普及促進に努めています。



雨水浸透ます

基本施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす 取組方針（3）低炭素な暮らしや事業活動の推進

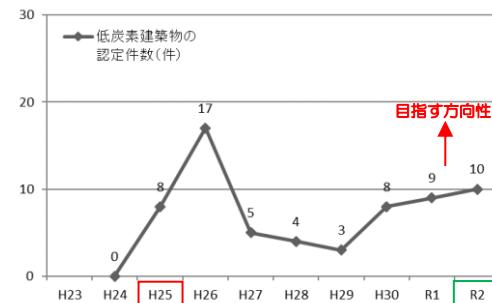
【目指すまちのすがた】

- ・再生可能エネルギーの創出やエネルギーの有効活用が進んでいます。
- ・公共交通機関の積極的な利用や、電気自動車など環境に配慮した自動車の利用が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「低炭素建築物の認定件数」(9-1)

低炭素建築物の認定制度は平成24(2012)年12月から開始し、令和3(2021)年3月までに64件の建築物を認定しています。



「鉄道利用者数・バス利用者数」(9-2)

令和元(2019)年度は、鉄道利用者は、312,855(人/日)、バス利用者数は、25,176(人/日)と前年度並みの利用者となりました。

※令和2(2020)年度の数値の把握に時間がかかるため、令和元(2019)年度が最新の数値になります。



□：基準年度 □：最新年度

～二酸化炭素の排出削減のための工夫～

茨木市では、市の事務事業により発生する温室効果ガスの排出抑制のため、オフィスにおける節電・省エネルギー対策を推進しています。

具体的には、ノー残業デー(水曜日)の継続、照明機器の間引き(LED照明除く)、昼休みの消灯徹底、パソコン画面の照度の低減及び不使用時の休止モードの徹底といった取組みを、年間を通じて行っています。

また、エネルギーの消費が増加する夏季(7月1日から9月30日)と冬季(12月1日から3月31日)については、温室効果ガスの排出抑制に向け一層の省エネルギー・節電に取り組んでいます。

令和2(2020)年度に実施した主な取組内容の紹介

■エコドライブ研修【環境政策課】→9-2と関連

車から排出される二酸化炭素の量を極力抑え、地球温暖化防止を図ることを目的として市職員を対象にエコドライブ研修を実施しています。

令和2(2020)年度は、開催に向けて準備をしていましたが、実施していません。

■スマートムーブ（エコカー、カーシェアリング等）の普及促進【環境政策課】

本市では、地球温暖化対策実行計画に基づき、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車や、排出量の少ないエコカーの普及を促進し、環境負荷の少ないまちづくりを進めています。また、カーシェアリングについては、いばらき環境（エコ）ポイントの対象とすることで、利用の促進に努めています。



いばらき環境フェアでのエコカーの展示

■公用車へのエコカー率先導入【環境政策課】

本市の環境保全に向けた率先実行計画（エコオフィスプランいばらき）に基づき、公用車の更新時には、可能な限りエコカーの導入に努めています。

公用車のエコカー導入状況（令和3(2020)年3月現在）は、天然ガス車1台・ハイブリッド車12台・超低燃費車74台です。

※超低燃費車とは、平成22(2010)年度燃費基準+25%達成車、平成27(2015)年度燃費基準達成車又は令和2(2020)年度燃費基準達成車以上の燃費性能を有する自動車のことです。

基本施策4 きちんと分別で資源の循環をすすめる 取組方針（1）減量化の推進

【目指すまちのすがた】

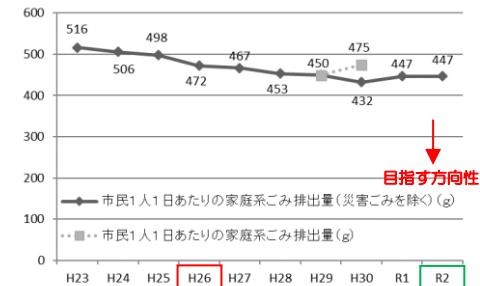
- ・家庭系ごみや事業系ごみが減少しています。
- ・不適正ごみの搬入を未然に防ぎ、ごみの減量化・適正化が図られています。

【設定した環境指標の状況】

「市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」 (10-1)

令和2(2020)年度の市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は447gでした。基準年度と比較すると5.2%減量していますが、昨年度と同量であり、鈍化傾向が見られます。

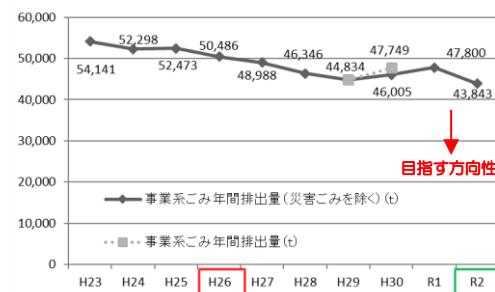
※基準年度は、本指標に関連している一般廃棄物処理基本計画の基準年度である平成26(2014)年度にしています。



「事業系ごみ年間排出量」(10-2)

令和2(2020)年度の事業系ごみ排出量は43,843tでした。基準年度と比較すると13.2%減量しており、すでに令和7(2025)年度の減量目標を達成していますが、背景には新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業務の停止や縮小が影響している可能性があるため、一過性のものと考えられます。

※基準年度は、本指標に関連している一般廃棄物処理基本計画の基準年度である平成26(2014)年度にしています。



□: 基準年度　■: 最新年度

令和2(2020)年度に実施した主な取組内容の紹介

■一般廃棄物処理基本計画の推進【資源循環課】

→指標10-1、10-2と関連

茨木市的一般廃棄物処理における、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度の指針として、平成28(2016)年3月に現行の「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ排出量の目標値等を設定しています。基準年度である平成26(2014)年度からの変化に注目すると、令和2(2020)年度は家庭系ごみで5.2%減、事業系ごみで13.2%減となっています。事業系ごみにおいては、目標年度である令和7(2025)年度の減量目標をすでに達成していますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による可能性があるため、一過性のものと考えられます。

・茨木市一般廃棄物処理計画について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/ibarkisippannahkibutu/kihongaiyo.html>



一般廃棄物処理基本計画表紙

■生ごみ処理容器等購入費の補助【資源循環課】→指標10-1と関連

生ごみを資源として有効利用するため、電源を必要としない容器（コンポスト容器等）及び電源を必要とする機器（生ごみ処理機）を購入・設置する市民に補助を行っています。令和2(2020)年度は、電源を必要としない容器（コンポスト容器等）16基、電源を必要とする機器（生ごみ処理機）81基の補助を行いました。

※補助件数については資料編p41に記載しています。

- ・生ごみ処理容器等設置への補助金制度について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/kateikeigomi/hojokin.html>

■ダンボールコンポスト講習会の実施【資源循環課】→指標10-1と関連

一般家庭の生ごみ減量や意識啓発につなげるため、ダンボールコンポスト講習会を実施しました。令和2(2020)年度は市民を対象として1回実施し、11名の推進員に参加いただきました。講習会では、いばらき童子をデザインしたダンボールコンポストを配布し、講習会終了後は実際にご家庭で取り組んでいただきました。



ダンボールコンポスト講習会の様子

※ダンボールコンポストとは、ダンボールを利用した堆肥化容器のことです。

- ・ダンボールコンポストについて

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/katei_keigomi/1456973145296.html

■事業所訪問の実施【資源循環課】→指標10-2と関連

月3トン以上的一般廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）を対象に、事業系一般廃棄物減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を求めています。

令和2(2020)年度は減量計画書に基づき、多量排出事業者19社を訪問し、事業所啓発パンフレットの配布、廃棄物の減量化・再資源化の取組状況の把握及び指導を行いました。

■廃棄物展開検査等の実施【環境事業課】

不適正廃棄物の搬入を防止するため、環境衛生センターでは、持ち込まれるごみの内容物をチェックし、不適正廃棄物の搬入があった場合には、搬入者に持ち帰り等を指示しています。



廃棄物展開検査の様子

基本施策4 きちんと分別で資源の循環をすすめる 取組方針（2）再資源化の推進

【目指すまちのすがた】

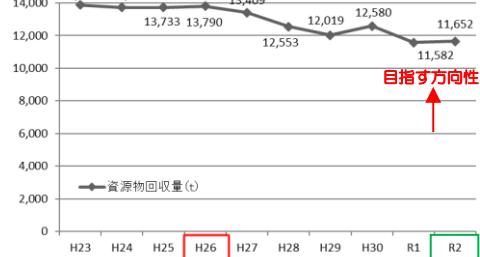
- ・家庭や事業所のごみが、きちんと分別されています。
- ・ごみの資源化率が上昇しています。

【設定した環境指標の状況】

「資源物回収量」(11-1)

令和2(2020)年度の資源物回収量は11,652tでした。基準年度と比較すると15.5%減量しており、令和7(2025)年度の目標である10%増量には厳しい状況が続いています。しかし、小型家電及び水銀使用製品の資源物回収量は大きく増加しており、今後も回収量拡大に期待がもてる結果でした。

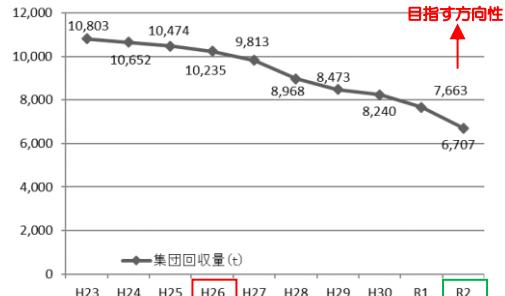
※資源物回収量は、市收集分と民間回収分（集団回収+小型家電については宅配回収も含む）の合計です。



「集団回収量」(11-2)

回収量は平成22(2010)年度から年々減少しています（平成29(2017)年度から、より多くの団体に集団回収に取り組んでいただけたよう、集団回収報奨金の支給要件を緩和したため、団体数は、年々増加していましたが、令和2(2020)年度は令和元(2019)年度の437団体から423団体へ減少しました）。

※基準年度は、本指標に関連している一般廃棄物処理基本計画の基準年度である平成26(2014)年度についてます。



■：基準年度 ■：最新年度

令和2(2020)年度に実施した主な取組内容の紹介

■茨ごみプリの運用【資源循環課】→指標11-1と関連

ごみの収集日や分別について調べることができるスマートフォン向け無料アプリ「茨ごみプリ」を平成28(2016)年1月から配信しています。アプリのバージョンアップによる利便性の向上や、出前講座受講者や転入者等多くの市民に向けてチラシを配布するなど、周知に努めた結果、累計ダウンロード数は32,400回を超えるました(令和3(2021)年3月末日現在)。アプリ内のデータは、都度更新を実施し、最新の情報が閲覧できるようにしています。

・茨ごみプリについて

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/oshirase/1452067340192.html>



アプリのホームアイコン



「茨ごみプリ」周知チラシ

■出前講座の実施【資源循環課】→指標11-1と関連

小学校でごみの分別や3Rをテーマとした出前講座を実施しました。ごみの分別や3Rを周知啓発することで、ごみの減量化や再資源化に対する意識を持っていただくことを目的としています。令和2(2020)年度は、小学校2校、その他1団体のみでの出前講座実施となりました。

■3Rキャンペーン【資源循環課】→指標11-1と関連

市民に3Rの周知と意識の向上を図り、ごみの減量と再資源化を進めることを目的に毎年10月の「3R推進月間」に啓発キャンペーンを実施しています。令和2(2020)年度は、開催に向けて準備をしていましたが、中止としました。

■ごみ減量・再資源化の促進(事業者向け)【資源循環課】→指標11-1と関連

事業系ごみの減量化と再資源化の取組を推進するため、廃棄物管理責任者を対象とした研修会を毎年開催しています。令和2(2020)年度は、開催に向けて準備をしていましたが、中止としました。

■小型家電・水銀使用製品の拠点回収を実施【環境事業課】→指標11-1と関連

平成29(2017)年度から、生涯学習センターと中条図書館に、平成30(2018)年度からは、庄栄・水尾図書館、福井・沢池多世代交流センター、市役所に専用の回収ボックスを設置し、使用済小型家電と水銀使用廃製品・電池類の拠点回収を実施しています。

なお、回収場所への持参が難しい場合や投入口に入らない大きさのものは、小型家電宅配回収サービスを利用するか、もしくは品目ごとに従来の廃棄方法で処分しています。

回収された小型家電や水銀使用製品は、有用金属等が回収されリサイクルされます。

- ・小型家電・水銀使用製品（蛍光管・電池等）の回収拠点について
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/oshirase/38697.html>

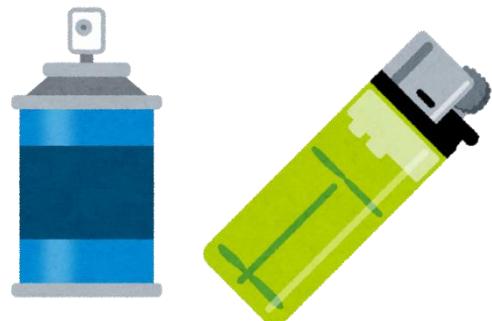


小型家電回収ボックス 水銀使用製品回収ボックス

■スプレー缶・カセットガスボンベ類・使い捨てライターのスポット収集を実施【環境事業課】

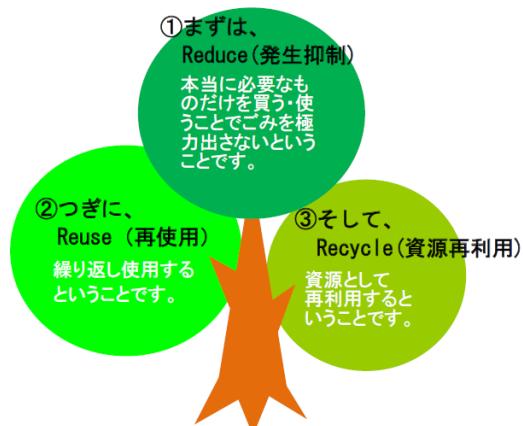
平成30(2018)年12月に、北海道札幌市で大量のエアゾール製品の廃棄作業中、室内に噴射された内容物に引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生しました。この事故を踏まえ、令和元(2019)年7月から、使いきれずに中身の残ったスプレー缶等を職員が直接受取るスポット収集を市役所本館、生涯学習センター、福井市民体育館、いのち・愛・ゆめセンター（豊川・総持寺・沢良宣）で定期的に実施しています。

- ・スポット収集について
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyoj/menu/shushu/spot.html>



～3R（スリーアール）とは～

「3R(スリーアール)」とはごみを減らすために大切な3つの行動の頭の文字をとって作られた言葉で、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）の順番どおりに取り組むことが大切です。



基本施策4 きちんと分別で資源の循環をすすめる 取組方針（3）適正処理の推進

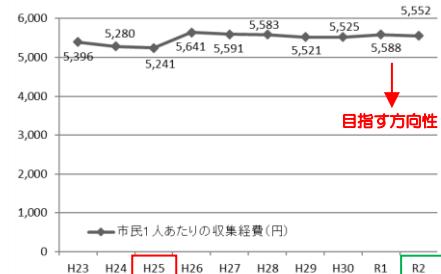
【目指すまちのすがた】

- ごみが適正に分別収集され、資源の循環が進んでいます。
- ごみの効率的な処理に努め、ランニングコストの抑制が図られています。
- 新たな炉の建設が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

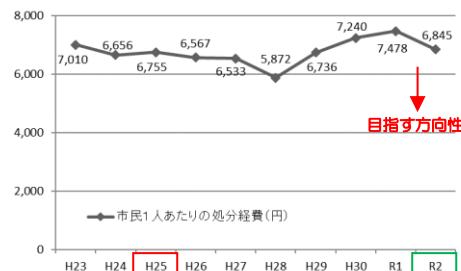
「市民1人あたりの収集経費」(12-1)

令和2(2020)年度の収集経費は前年度並みとなりました。



「市民1人あたりの処分経費」(12-2)

令和2(2020)年度の処分経費は前年度から減少しました。



□：基準年度　■：最新年度

令和2(2020)年度に実施した主な取組内容の紹介

■資源物持ち去りパトロールの実施 【資源循環課】

茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例で、資源物（缶・びん・ペットボトル、古紙、古布）の持ち去り行為を禁止しています。資源物持ち去り対策として、集積場所に設置する啓発看板や啓発シートの配布、ごみ出しのルールの徹底等の啓発を行うとともに、職員による巡回パトロールを実施しています。令和2(2020)年度については、4回のみの実施となりました。

- ごみ集積場所からの持ち去り禁止について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/oshirase/shigenmochisari.html>



資源物持ち去り禁止シート



資源物持ち去り禁止啓発看板

■災害廃棄物処理計画の策定【資源循環課】

災害廃棄物処理計画は、災害時に発生する廃棄物の処理に係る茨木市の基本的な考え方、対策方針を示す基本計画であり、令和2(2020)年11月に策定しました。

計画は、「茨木市地域防災計画」を災害廃棄物処理の観点から補完するものとして位置づけられており、策定の目的は以下のとおりです。

- ①大規模災害時に発生する大量の廃棄物を円滑にかつ迅速に処理する。
- ②発災時に策定する災害廃棄物処理実行計画の基礎として活用する。

■スマイル収集【環境事業課】

ごみ収集はステーション（ごみ集積場所）方式で行っていますが、ごみの持ち出しが困難な高齢者及び障害者の方々の世帯に対して、決まった曜日に戸別訪問し、ごみ収集を行っています。

■ごみ処理施設の整備【環境事業課】

平成30(2018)年度に策定した一般廃棄物処理施設長寿命化総合計画に基づき基幹的設備改良工事の施工を開始しました（工期：令和2(2020)年度～令和4(2022)年度の3か年）。

また、工場建屋の劣化が確認されている第1工場について建屋補修工事を実施しました。

～茨木のごみ処理施設について～

多様化するごみ質に対応し、溶融残さの再資源化を図り、有効利用するため、昭和55(1980)年度に、全国で初めてとなる高温溶融処理方式のごみ処理施設（処理日量100t以上）を竣工しました。その後、平成7(1995)年度及び平成10(1998)年度に更新等を行いました。現在は同処理方式の3炉（150t／日×3炉）でごみ処理を行っており、ダイオキシン類をはじめとする公害防止対策にもその効果を発揮しています。また、その運営にあたっては、ごみを効率的に処理できるよう、炉の性能を維持しながら、化石燃料の使用割合を抑えるように努めています。



環境衛生センター



ごみピット

環境意識・環境教育・環境行動

これまで掲げてきた4つの基本施策を横断する要素として「環境意識・環境教育・環境行動」を位置づけています。

令和2(2020)年度に実施した主な取組内容の紹介

■茨木市環境教育ボランティア

市民等が環境の学習会、研修会、観察会などを実施する際に、講師としてその支援をしていただける方を「茨木市環境教育ボランティア」として市に登録しています。

令和2(2020)年度は、延べ121人の環境教育ボランティアが環境教育・環境学習を実施しました。また、環境教育ボランティアの皆さんのが企画を行い、身近な環境をテーマとした「身近な環境と向き合う連続講座」、北部の自然をテーマとした「自然に親しむ探検講座」を実施しました。

※環境教育ボランティア活動（派遣）者及び環境教育ボランティア・サポーター登録者数の推移につきましては、巻末別添の別11のグラフをご覧ください。

・ボランティアに登録されている方の実施している学習会のメニュー（環境学習メニュー）について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyo/menu/kyoku/volunteer/1450658479982.html>



自然に親しむ探検講座の様子

■小学校向け環境学習プログラムの活用

令和2年(2020)年度は小学生を対象とした環境教育を充実させることを目的に、主に小学校の授業内で実施できる環境学習のプログラムをまとめた「茨木市環境教育ボランティアによる小学校向け環境学習プログラム」冊子を作成しました。作成した冊子は各小学校に配布し、小学校11校から18プログラムの実施について依頼がありました。延べ1,488人の児童が自然観察や自然工作、環境講座を通して、環境について学びました。

また、小学校が春休み期間中に、小学生とその保護者を対象とした環境学習講座を1講座実施しました。

・小学生向け環境学習プログラムについて

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyo/menu/kyoku/volunteer/1450658642402.html>



小学校での環境学習の様子

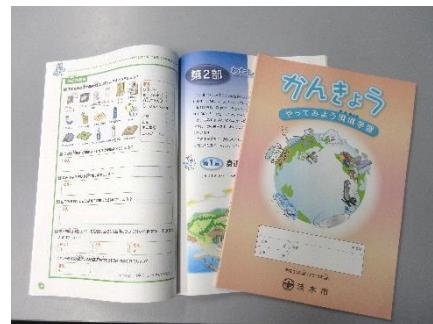
■こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブとは、幼稚園から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。令和2(2020)年度は、本市に9クラブ、メンバー35人、サポートー22人の登録があり、市が情報提供した環境講座に参加するなど、自主的な活動を行いました。

■冊子「かんきょう」

生活環境・地球環境について小学生にも学習してもらうことを目的に、4年生にはごみについて、5年生には地球温暖化などの環境問題について、分かりやすく伝えるための副読本を作成し配付しました。なお、冊子「かんきょう」は市ホームページにて閲覧・ダウンロードすることができます。

- ・冊子「かんきょう」ダウンロードページ
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kyoiku/ssasikankyo.html>



小学校4・5年生向け環境教育副読本

■環境市民講座

市民の環境保全に関する知識、意識の向上を図るため、また、自発的な環境学習へのきっかけづくりとするため、環境市民講座を開催しています。

令和2(2020)年度は、開催に向けて準備をしていましたが、実施を見送りました。

■環境職員研修

市職員の環境に対する意識を向上し、「エコオフィスプランいばらき（第5版）」を推進するため、環境職員研修を実施しました。令和2(2020)年度は、インターネット上で、職員自らの行動につながる研修を実施しました。

■エコポイント制度について

いばらき環境（エコ）ポイントとは、環境講座への参加や、LED照明器具への交換など、市が指定する環境に配慮した行動をするともらえるポイントのことです。ポイントを貯めると、景品の当たる抽選に応募できます。

令和2(2020)年度は、13か所の協賛事業所から、景品や行動の機会の提供がありました。11月から市公式総合アプリ「いばライフ」にエコポイント管理機能が実装されました。抽選には520件（アプリからの応募58件含む）の応募がありました。

- ・エコポイント配布の対象講座一覧表及び景品一覧表について

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/tikyuondanka/ibaraki_ecopoint/1469433654154.html

環境基本計画の推進体制

環境基本計画を着実に推進するための体制について

■環境審議会

「茨木市環境基本条例」第24条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審議するため、平成15(2003)年12月に「茨木市環境審議会」を設置しました。

委員は12人で学識経験者、各種団体の関係者、市民委員等で構成されています。任期は条例で2年と定められています。

この審議会には、公募による市民委員2人にも参加していただいています。令和2(2020)年4月1日現在の委員名簿は右表のとおりです。

令和2(2020)年度の審議会の開催状況については下表のとおりです。

環境審議会委員名簿（50音順）

令和2(2020)年4月1日現在

氏名	所属等
石山 郁慧	NPO法人 nature works
岩渕 善美	平安女学院大学短期大学部教授
内田 典子	市民委員
大岩 賢悟	茨木市環境教育ボランティア
大上 正良	東洋製罐株式会社 茨木工場
奥野 美鈴	Room # 35
金谷 健	滋賀県立大学教授
久米 辰雄	元 京都工芸繊維大学特任教授
諫訪 亜紀	京都女子大学教授
玉井 昌宏	大阪産業大学教授
前迫 ゆり	大阪産業大学教授
山田 俊一	市民委員

審議会の開催状況

回数	開催日時	議事の概要
第一回	令和2(2020)年8月25日（月）	①審議会会長及び副会長の互選について ②いばらきの環境（令和2年度版いばらきの環境）について ③茨木市地球温暖化実行計画（区域施策編）について
第二回	令和2(2020)年10月2日（金）	①地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の諮問 ②地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案について ③いばらきの環境（令和2年度版いばらきの環境）について
第三回	令和2(2020)年11月27日（金）	①地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案について
第四回	令和3(2021)年2月17日（水）	①地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案について

※全ての回において、オンライン開催

環境基本計画の進行管理

Check(点検・評価) - Action(改善) により、環境像の実現に向けた継続的改善を図ります。

令和2(2020)年度の取組状況を把握し、環境審議会に報告したところ、以下のとおり助言をいただきました。



令和3(2021)年●月●日
茨木市環境審議会
会長 玉井 昌宏

実施計画の施策評価（取組の評価について）

実施計画の施策評価とは、茨木市第5次総合計画に基づき策定した実施計画の取組の進捗を管理するために実施しているものです。評価にあたっては、毎年度実施する市内部における評価に加え、学識経験者による外部評価を隔年で実施しています。

基 本 施 策	取 組 方 針	取組の評価 (参考指標)	総合評価	ページ番号
1 いごこちの良い生活環境をともつ	1 健康に過ごすことができる生活環境の保全			6・7・8
	2 新たな環境課題への対応			9
	3 快適環境の保全			10・11
2 バランスのとれた自然環境をつくる	1 都市とみどりの共存			12・13
	2 自然資源の利用の推進			14・15
	3 生物多様性の保全			16・17
3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	1 省エネルギーの実践及び普及啓発			18・19
	2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進			20・21
	3 低炭素な暮らしや事業活動の推進		—	22・23
4 きちんと分別で資源の循環をすすめる	1 減量化の推進			24・25
	2 再資源化の推進			26・27・28
	3 適正処理の推進			29・30

参考指標を設定している項目について、取組の評価欄のマークの意味は次のとおりです。

	すべての参考指標が目標値に向けて順調に推移している。
	一部の参考指標の推移が目標水準を下回っているが、目標値の達成は可能である。
	一部の参考指標の推移が目標水準を下回っており、目標値の達成が困難である。
	すべての参考指標の推移が目標水準を下回っているなど、多くの目標値の達成が困難である。

総合評価欄のマークの意味は次のとおりです。

	施策の方向性に沿って順調に進行している。
	施策の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
	施策の方向性に沿った進行にやや遅れが生じている。
	施策の方向性に沿った進行に大幅な遅れが生じている。

※茨木市総合計画の実施計画を評価したものであり、この評価が直接的に環境基本計画に反映されるものではありません。

※各基本施策の下部に掲載しているイラストは、SDGs（持続可能な開発目標）で定めている目標を表しており、各基本施策と関連のある目標のイラストを掲載しています。

環境に関する主な支援制度一覧

令和3(2021)年10月時点
※事業所対象の支援制度を除く

いごこちの良い生活環境をたもつ

取組方針(1) 健康に過ごすことができる生活環境の保全

名称	内容	頁
水洗便所改造に係る 貸付金・助成金 (下水道総務課)	くみ取り便所等から水洗便所に改造される際に、必要な資金の貸付や助成を行っています。	7

取組方針(3) 快適環境の保全

飼い猫等の避妊・ 去勢手術の補助 (市民生活相談課)	飼い猫等のみだりな繁殖を抑制するため、飼い猫及び所有者不明猫に対する避妊・去勢手術にかかる費用の一部を助成します。	11
ごみステーションの 防鳥ネットの貸出 (環境事業課)	鳥獣によるごみの散乱を防止するため、ごみステーションを利用している取扱責任者(自治会長等)に貸出します。	11
美化活動ベストの貸与 (市民協働推進課)	公共的な場の美化活動を定期的に実施している市内在住・在勤・在学者、または、5人以上で組織された団体を対象に貸出します。	—
清掃用具購入補助 (事務局:市民協働推進課)	茨木市住みよいまちづくり協議会が自治会等を対象に、清掃用具購入費用の一部を補助します。(年1回までの申請可) ※簡易な用具の購入に限ります。	—

バランスのとれた自然環境をつくる

取組方針(1) 都市とみどりの共存

	内容	頁
花と緑の街角づくり 推進事業 (公園緑地課)	公園や公共空閑地、道路に面した民有地等において、草花の育成活動を行う自治会や愛好グループ等の団体を対象に、花苗の配付やフラワーポットを貸し出します。	12
民有地緑化助成 (公園緑地課)	住宅、事業所の道路沿いにおける新たな樹木の植栽・壁面の緑化の際に、費用の2分の1を助成します。(上限あり)	13
みどりのカーテン推進 (環境政策課)	窓の外につる性の植物を育てて作る自然のカーテンをみどりのカーテンといいます。観察記録をつけていただく市民モニターを毎年4月に募集し、苗を配布します。	13

緑の相談 (公園緑地課)	花や植木の育て方、果樹や野菜の作り方など、緑に関する相談に、専門知識を持つ相談員がお答えします。原則、毎月第1金曜日に開催します。	—
緑の勉強会 (公園緑地課)	花壇や樹木の管理、野菜や果樹の作り方、寄せ植えなど、毎回、様々なテーマで植物について学びます。原則、毎月第1金曜日に開催します。	—

取組方針（3）生物多様性の保全

アライグマ・ヌートリア 捕獲器の貸出 (農林課)	特定外来生物であるアライグマやヌートリアによる生活環境被害、農業被害を防止するために、希望者に箱わなを貸し出します。	17
--------------------------------	--	----

ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす

取組方針（2）再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

名称	内容	頁
雨水貯留タンクの設置に係る補助 (下水道施設課)	雨水を庭木の水やりや、夏の打ち水等に利用できる雨水貯留タンクの設置費の一部を補助します。	21
住宅用太陽光発電システム等設置補助 (環境政策課)	住宅に太陽光発電システム・家庭用燃料電池（エネファーム）・太陽熱利用システム・蓄電池を設置した市民に、設置費の一部を補助します。	5
住宅の熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税額の減額 (資産税課)	外壁・窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修を行い、一定の基準を満たした場合、改修工事翌年度分の固定資産税額（家屋の120m ² 相当部分）を減額します。※工事完了後3ヶ月以内に申請が必要です。	—
再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例 (資産税課)	一定の要件を満たす再生可能エネルギー発電設備は課税標準の特例の対象となり、固定資産税額（償却資産）を軽減します。	—

きちんと分別で資源の循環をすすめる

取組方針（1）減量化の推進

名称	内容	頁
生ごみ処理容器等購入費の補助 (資源循環課)	電源を必要としない容器（コンポスト容器等）及び電源を必要とする機器（生ごみ処理機）を購入する市民に、購入額の一部を補助します。	25

取組方針（2）再資源化の推進

再生資源集団回収報奨金制度 (資源循環課)	集団回収を実施する市内の住民団体等に、回収量に応じた額を報奨金として支給します。	26
--------------------------	--	----

茨ごみプリの配信 (資源循環課)	ごみの収集日や分別について調べることができます、スマートフォン向け無料アプリを配信しています。	27
---------------------	---	----

取組方針（3）適正処理の推進

資源物の持ち去り対策 (資源循環課)	集積場所に設置する啓発看板、啓発シートを希望者に配布します。	29
スマイル収集 (環境事業課)	ごみの持ち出しが困難な高齢者及び障害者の方々の世帯に対し、決まった曜日に戸別で収集します。	30

環境意識・環境教育・環境行動

名称	内容	頁
茨木市環境教育ボランティアの派遣 (環境政策課)	様々な環境の分野の専門の知識や経験を持ったボランティアを紹介し、環境学習の講師として派遣します。	31
エコポイント制度 (環境政策課)	市が指定した環境に配慮した行動(対象の行動は市広報誌などに掲載)をするとポイントがたまり、抽選で市内協賛事業所からご提供いただいた景品等が当たります。	32

茨木市環境基本条例

平成15年3月31日

条例第27号

私たちが暮らす茨木は、京阪神を結ぶ要路にあり、さらに、北摂の山々と清らかな流れをもつ、水と緑に恵まれた地であり、この良好な「環境」は市民全体の共有の財産である。

しかしながら、私たちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させてきた。その影響は地域の環境にとどまらず、すべての生命の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たち人類は、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを改めて自覚し、環境と密接にかかわる私たちの生活のあり方を見直さなければならないという共通の課題に直面している。

安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利であり、かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務である。

このような認識に立って、これまでの生活や事業活動を自ら問い合わせし、市、事業者及び市民が互いに連携し、協働することによって、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を創造するために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければなら

ない。

- 2 環境の保全及び創造は、微妙な均衡を保つことにより成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生する都市を実現することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることによって、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、社会経済活動における環境への配慮その他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協働して行われることによって、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。
- 5 地球環境の保全は、市、事業者及び市民のすべての活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、基本理念にのっとり、事業者及び市民の自主的な環境の保全及び創造に関する活動への取組を支援する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

- 第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 大気、水、土壤等を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること並びに地域の特性を活かした良好な都市景観の形成等により快適な都市環境を創造すること。
 - (2) 野生生物の生息及び生息環境への配慮等により豊かな生態系を保持すること、河川、森林等の

自然環境を適正に保全すること及び人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。

- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用その他の省資源及び省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑制すること。
- (4) 市、事業者及び市民すべてが、事業活動及び日常生活において環境に十分に配慮するなど自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第24条に規定する茨木市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業の実施に伴う環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講じるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(公共施設の整備等)

第14条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全及び創造に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(監視体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(自主的活動の支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自ら行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進させるため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講じるものとする。

(環境教育、環境学習の推進)

第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の自主的な活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(市民等の参加)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、市民等の参加、協力等を得るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第21条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情について、迅速かつ適正な処理を図るように努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(地球環境の保全等)

第23条 市は、市民等と協働して、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、茨木市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人以内で組織する。

5 委員は、市民、学識経験者その他の者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

別添

茨木市
地球温暖化対策実行計画
進捗状況

地球温暖化に関する市・国・海外の主な動き

年	年	市の動き	国内の動き	海外の動き
平成2年	1990年		地球温暖化防止行動計画を策定 温暖化対策を総合的・計画的に推進していくための方針と今後取り組むべき対策の全体像を示した、最初の地球温暖化対策。	
平成9年	1997年			気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)開催→京都議定書 先進国が6つの温室効果ガスを削減する数値目標と目標達成期間が合意された。
平成10年	1998年		地球温暖化対策の推進に関する法律 COP3の経過を踏まえ、日本の地球温暖化対策に関する基本方針を定めた法律。	
平成15年	2003年	茨木市環境基本条例を施行 エコオフィスプランいばらき(第2版)(温対法による事務事業編)の策定 (目標年: 平成20(2008)年度)	エネルギー基本計画を策定 エネルギー政策の基本的な方向性を示すため政府が策定。	
平成16年	2004年	茨木市環境基本計画を策定 (目標年: 平成27(2015)年度)		
平成17年	2005年		エネルギー基本計画(第二次)を策定 2030年に向け数値目標と取り組みを示す。実現すれば対90年比で排出量は30%低減すると試算。	京都議定書発効 発効より法的な拘束力が発生。
平成18年	2006年		エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の改正 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の改正 温室効果ガスの算定・報告・公表制度を導入。	
平成20年	2008年		温対法の改正 規範により「地方公共団体実行計画」の策定を義務付け。	
平成21年	2009年	エコオフィスプランいばらき(第3版)(温対法による事務事業編)の策定 (目標年: 平成24(2012)年度)	国連気候変動サミット内首相演説 2020年までに温室効果ガス25%削減を表明。	気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)→コペンハーゲン合意は留保
平成22年	2010年		エネルギー基本計画(第三次)を策定 2030年目標として原発を含むゼロ・エミッション電源比率を34%⇒約70%に引き上げ等。	気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)開催→カランク合意 気温上昇を工業化前2°C以内に抑えるための大削減の必要性を共有。
平成23年	2011年	茨木市地域エネルギービジョンを策定 化石燃料の依存度低下により低炭素型社会への転換を図るため、エネルギー対策の方向性や重点プロジェクトを提示。	東日本大震災発生(3月11日) エネルギー基本計画の白紙撤回表明	気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)開催→ダーバン合意 将来枠組みに向けた道筋に合意、京都議定書第二約束期間の設置が決定(日本は不参加)。
平成24年	2012年	茨木市地球温暖化対策実行計画を策定 <削減目標> 中期(平成32(2020)年度) 平成2(1990)年度比20%減 長期(平成62(2050)年度) 平成2(1990)年度比70%減	革新的エネルギー・環境戦略を策定 省エネ・再エネを推進し、化石燃料依存度を抑制することを基本方針とする。 京都議定書第一約束期間終了 →基準年度比8.4%削減(目標6%削減)を達成	国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催 1992年の「国連環境開発会議(地球サミット)から20年を迎えるにあたり開催したフォローアップ会合。
平成25年	2013年	茨木市環境審議会地球温暖化対策推進部会を設置 地球温暖化対策実行計画の進捗状況管理を目的として設置。 エコオフィスプランいばらき(第4版)(温対法による事務事業編)の策定 (目標年: 平成29(2017)年度)	省エネ法の改正 <削減目標(COP19)> 平成42(2030)年度: 平成17(2005)年比3.8%減	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価PCC報告書公表 気候システムの温暖化については疑う余地がない旨を明記。 気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)開催→ワルシャワ合意
平成26年	2014年		エネルギー基本計画(第四次)を策定 原子力発電を重要なベースロード電源と位置付け、再エネの導入を3年程度最大限加速、電力システムの改革等。	国連気候変動サミット開催 京都議定書にかかる2020年以降の新たな枠組みを話し合い、温室効果ガス排出量削減により地球の気温上昇を2°C未満に抑制する決意の再確認。
平成27年	2015年	茨木市環境基本計画を新たに策定 (目標年: 平成36(2024)年度)	COP21に向けた「日本の約束草案」を決定 <削減目標(COP21)> 平成42(2030)年度: 平成25(2013)年度比26%削減	気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)開催 パリ協定を採択。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2度未満に抑えることに合意。
平成28年	2016年		地球温暖化対策計画を策定 <削減目標(COP21)> 上記の平成42(2030)年度に平成25(2013)年度比26%削減の目標達成に向けて着実に取り組むこと等を明記	気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)及び京都議定書第12回締結国会合(CMP12)等開催 2018年のCOP24までにパリ協定の実施指針等を策定することに合意。
平成29年	2017年	エコオフィスプランいばらき(第5版)の策定 <削減目標> 2022年度 平成25年度(2013年度)比18%減	日本の気候変動対策支援イニシアティブ2017を発表 気候変動対策について、国内対策に加え途上国と協働してイノベーションを起こしていく“コ・イノベーション”を推進する	
平成30年	2018年		環境基本計画(第五次)を策定 SDGsの考え方も活用し分野横断的な6つの「重点戦略」を設定、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を提唱等。 気候変動適応法が施行 適応策を推進する法的な仕組みが整備される	国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)開催 パリ協定の本格運用に向けた実施指針「カドヴィツェ機構パッケージ」を採択。
令和元年	2019年		「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を開議決定 パリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期戦略として策定	国連気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)開催 市場メカニズム(パリ協定6条)について合意に至らず。
令和2年	2020年	茨木市地球温暖化対策計画を策定 <削減目標> 中期(令和12(2030)年度) 平成25(2013)年度比35%減 長期(令和32(2050)年度) 排出量実質ゼロ		

茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況

市では、平成24年3月に茨木市地球温暖化対策実行計画を策定し、下記のとおり基準年度と温室効果ガス排出量の削減目標を定めました。目標値への取組状況や排出量の経年変化について指標を定め、茨木市環境審議会で確認のうえ、この「いばらきの環境」に掲載することとしています。

基準年度	平成2（1990）年度	京都議定書第一約束期間の基準年
------	-------------	-----------------

	目標年度	削減目標
中期目標	令和2（2020）年度	基準年度比 -20%
長期目標	令和32（2050）年度	基準年度比 -70%

<基準年度> 平成2（1990）年度		<進捗状況> 平成30（2018）年度	
1人あたりの 温室効果ガス排出量	1人あたりの 温室効果ガス排出量	基準年度比	前年度比
7.01 t-CO ₂	4.67 t-CO ₂	-33.5%	-11.6%

平成30年度の市民1人あたりの温室効果ガス排出量は4.67 t-CO₂で対基準年度比33.5%削減、対前年度比でも11%削減しました。中期目標の-20%の確実な達成に向け、引き続き二酸化炭素削減に繋がる取組を実施するとともに、啓発活動を行っていく必要があります。

設定した指標

名称	項目	役割
①目標値への 進捗指標	・1人あたりの温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年・人)	・目標値への達成度合いを計る
②評価指標	a 全 体 指 標	・目標に向けた要因分析の役割を果たす(a,b) ・複数年把握を行う(a,b)
	b 活 動 指 標	・各「まちの姿」に向けた現状把握(市、市民、事業者)を行う(b) ・最短の時差で評価が行える(b)

①目標値への進歩指標

【目指すまちのすがた】

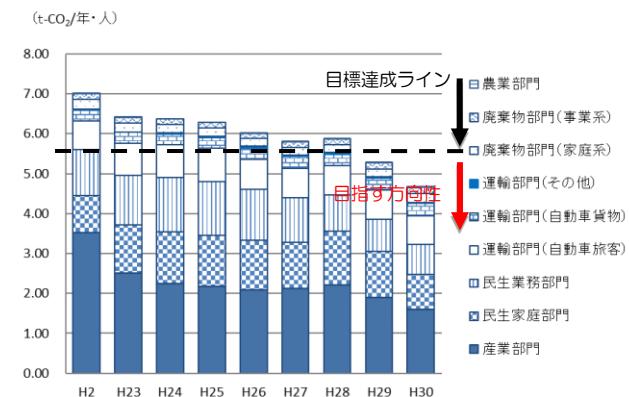
- 市民1人あたりの温室効果ガス排出量が基準年度より令和2（2020）年には20%削減、令和32（2050）年度には70%削減していることを目指します。

【進歩指標の状況】

「市域における市民1人あたりの温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）」

平成30（2018）年度の市民1人あたりの温室効果ガス排出量は4.67(t-CO₂/年・人)と基準年度からは33.5%削減し、前年度比でも11.6%削減しました。

近隣都市（高槻市・吹田市・豊中市）の平均温室効果ガス排出量は4.17(t-CO₂/年・人)で、茨木市は産業部門・運輸部門での排出量が近隣都市に比べ多くなっており、産業活動が活発であることがわかります。



～温室効果ガス排出量の算出方法～

温室効果ガス排出量

＝

活動量

×

排出係数

生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標

活動量あたりの排出量

温室効果ガス排出量は、「活動量」と「排出係数」を掛け合わせることで算出されます。無駄なエネルギーを使わないようにする、機器の買い替えの際にはエネルギー効率の良い機器を購入する等で「活動量」を減らすことができます。

また、温室効果ガス排出量は排出係数によっても変動します。例えば、電力の排出係数は毎年変わるために、電力の使用に伴う温室効果ガス排出量はその数値に大きく左右されます。

<電力の排出係数 (kg-CO₂/kWh) >

平成2年度 (1990)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
0.353	0.522	0.531	0.509	0.509	0.435	0.352

【参考】東日本大震災（平成23年3月）以降、原子力発電の稼働率が低下していましたが、平成29年6月から原子力発電所の再稼働が始まったため、電力の排出係数の値が小さくなりました。

②評価指標 a 全体指標

【目指すまちのすがた】

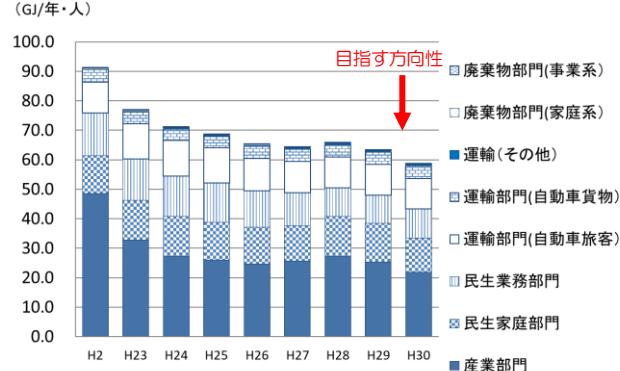
- ・市民1人あたりのエネルギー消費量が基準年度より減少することを目指します。
- ・各部門別の単位あたりの二酸化炭素排出量とエネルギー消費量がともに基準年度より減少することを目指します。

【全体指標の状況】 <総量>

「市域における市民1人あたりのエネルギー消費量」

平成30（2018）年度は、市民1人あたりのエネルギー消費量が58.6（GJ/年・人）と基準年度から35.8%削減しましたが、民生家庭部門でやや増加傾向がみられます。近年、夏に最高気温が35度を超える猛暑日が増え、空調の使用に伴う電気使用量の増加が要因のひとつと考えられます。

全体的には省エネ機器の普及や節電意識の向上により、減少傾向で推移しています。



～エネルギー消費量とは～

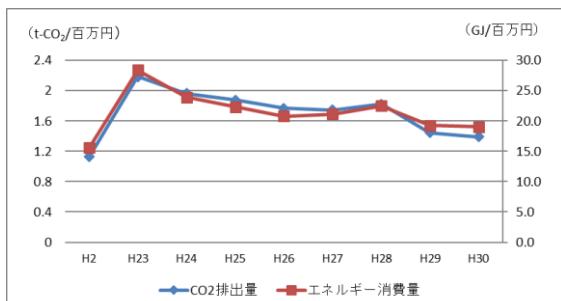
エネルギー消費量は温室効果ガス排出量と異なり排出係数の影響を受けないため、事業活動や生活の中で省エネルギー対策等に取り組んだ結果がより分かりやすく表れている数値です。

市域のエネルギー消費量の総量を減らすことも大切ですが、部門別で減らすことも大切です。例えば、上記「市域における市民1人あたりのエネルギー消費量」の産業部門は、平成29（2017）年度の消費量が平成2（1990）年度の約45%になっており、市域のエネルギー消費量削減に大きく貢献しています。一方で、民生家庭部門ではやや増加していることが課題です。

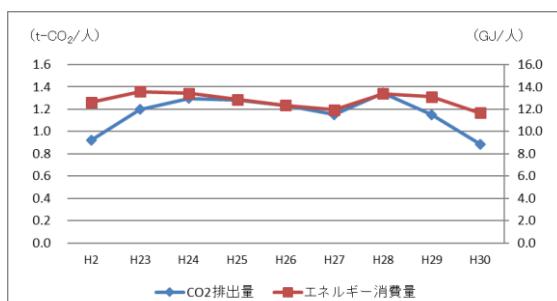
＜部門別の単位あたりのCO₂排出量およびエネルギー消費量＞

地球温暖化対策実行計画では、各部門と密接に関連している、製造品出荷額・人口・延床面積を原単位として、単位あたりのCO₂排出量およびエネルギー消費量を算出することとしています。

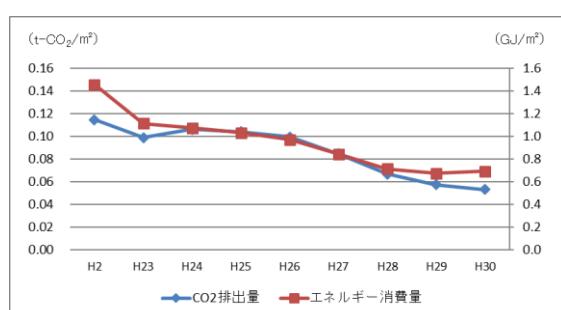
産業部門（製造業・農林水産業・鉱業・建設業）



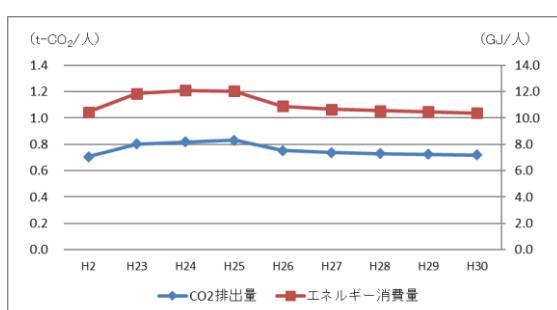
民生家庭部門



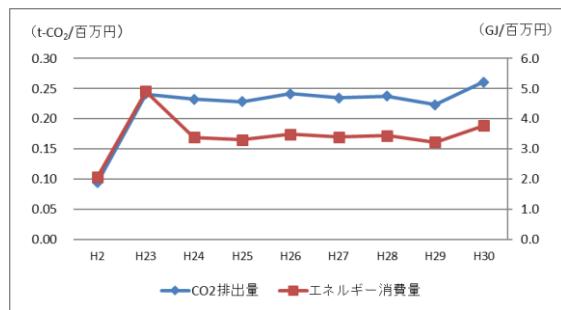
民生業務部門（事務所、百貨店、病院、サービス業等）



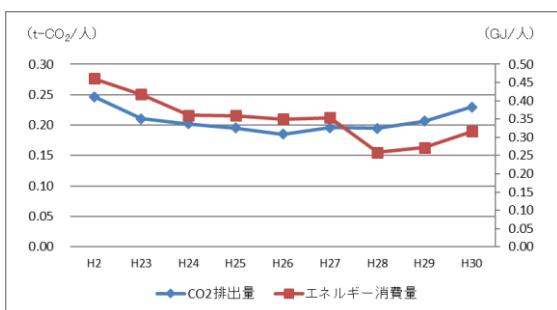
運輸部門（自動車旅客）



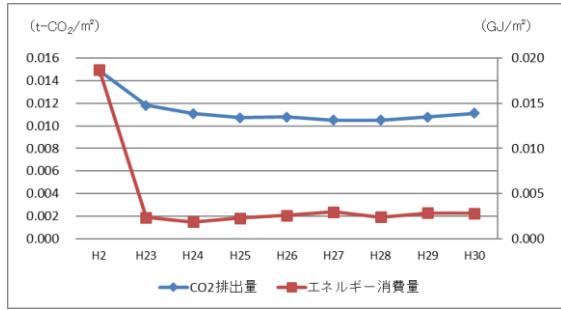
運輸部門（自動車貨物）



廃棄物部門（家庭系）



廃棄物部門（事業系）



（参考）茨木市の人口（人）及び製造品出荷額（百万円）の推移

年 度	平成 2 年度 (1990)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
人 口	251,045	276,662	278,741	279,573	280,518	281,478	281,541
製造品出荷額	780,714	321,099	330,598	339,831	340,707	370,188	322,748

民生家庭部門では、平成 30 年度、二酸化炭素排出量が大きく下がっています。これは、関西電力の排出係数が大きく下がったことが影響しています。

②評価指標

b 活動指標

【5つの目指すまちのすがた（茨木市地球温暖化対策実行計画から）】

1. 環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち
2. 多様なくらし・なりわいができるまち ~再生可能エネルギー導入、熱の活用~
3. 人にも環境にもやさしく移動ができるまち
4. 環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち
5. 環境意識が次世代へ継承されるまち ~環境・エネルギー教育の推進~

1. 環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち

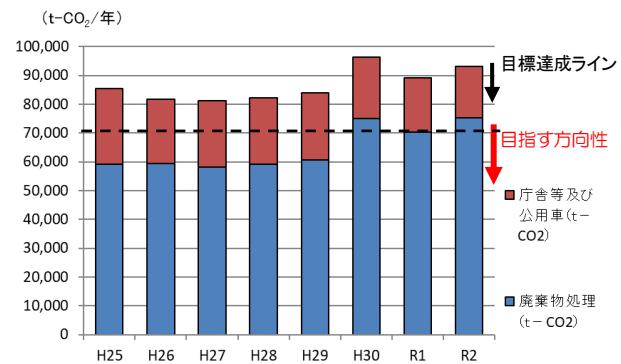
低炭素ライフスタイルの普及促進のため、市では市自らが事業者としての立場で環境に配慮した行動を率先実行する「エコオフィスプランいばらき」を策定しました。平成25(2013)年度を基準として令和4(2022)年度までに温室効果ガス排出量18%削減の目標を掲げ、環境にやさしい市役所に向けて取り組んでいます。また、低炭素ライフスタイルを市民・事業者等へ普及推進するため、環境フェアや啓発事業を行い、市民・事業者の参加を呼びかけています。

【活動指標の状況】

「市の事務事業により排出される温室効果ガス排出量」

令和2（2020）年度は、平成25（2011）年度比9.0%の増加となりました。これは、新型コロナウイルス感染症感染拡大によりワンウェイプラスチックのごみが増加し、プラスチック処理に伴う温室効果ガスが増加した影響が大きいと考えられます。

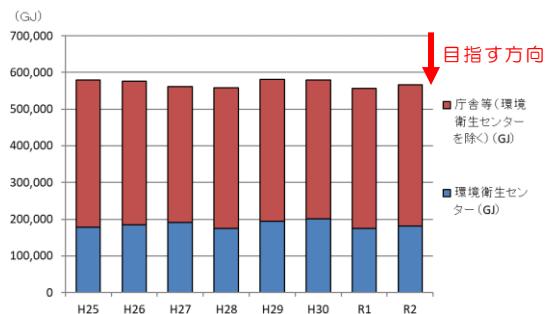
庁舎等及び公用車から排出される温室効果ガス排出量は平成25（2011）年度比で約32%減少しています。



「市の事務事業におけるエネルギー使用量（施設の使用に伴うもののみ）」

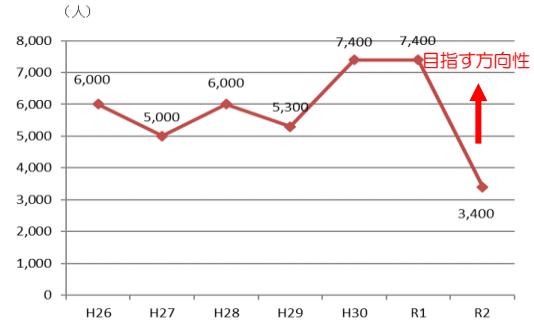
令和2（2020）年度のエネルギー使用量は令和元（2019）年度から2%増加しました。

新型コロナウイルス感染症感染対策のために空調使用時においても窓を開けるなど換気を徹底したことで増加しました。



「環境フェアの参加人数」

令和2(2020)年度は新型コロナウィルス感染症対策として開催規模を大幅に縮小したため、参加人数が大きく減少しました。



「ごみ減量に関する啓発の取組数および参加者数」

令和2(2020)年度は、新型コロナウィルス感染症の影響で街頭での啓発活動が出来ませんでした。



「高効率給湯器等導入件数」

令和2(2020)年度は1,447台の高効率給湯器等の導入があり、温室効果ガス排出量が年間約920t-CO₂削減されました。累計23,310台の高効率給湯器が導入されており、省エネルギー化が進んでいます。



※高効率給湯器とは、エコジョーズ（潜熱回収型ガス給湯器）・エコ wil（家庭用ガスコードジェネレーションシステム）・エネファーム（家庭用燃料電池）のことです。

令和元(2019)年度に実施した主な取組内容の紹介

事業	取組内容（実績）	担当課
集団回収、古紙類など資源物の分別・再資源化	再生資源集団回収報奨金事業を運用（423団体、6,707t回収）	資源循環課
廃棄物減量等推進員活動の推進	廃棄物減量等推進員研修会を実施	資源循環課
事業所訪問、啓発冊子・副読本の発行	19事業所を訪問	資源循環課
省エネ相談会の実施	新型コロナ感染症感染対策のため、いばらき環境フェアでの「うち工診断」の出展なし	環境政策課
みどりのカーテン推進事業	市民モニター36人+7団体、学校等49施設で実施	環境政策課

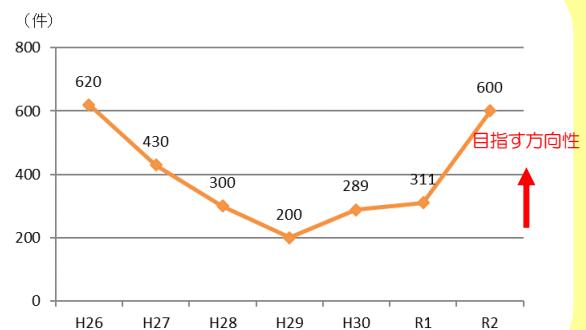
2. 多様なくらし・なりわいができるまち ~再生可能エネルギー導入、熱の活用~

市では省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入に対する補助や、長期にわたり良好な状態で使用するための措置（省エネ・耐震等）が講じられた優良な住宅である長期優良住宅の認定を行い、環境負荷の軽減を目指しています。

【活動指標の状況】

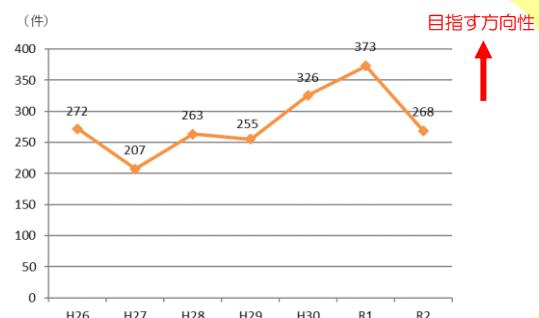
「再生可能エネルギー導入件数」

令和2（2020）年度より、新電力を含むデータ集計になったことで、件数が増加しております。引き続き、再生可能エネルギーの導入促進に努めます。



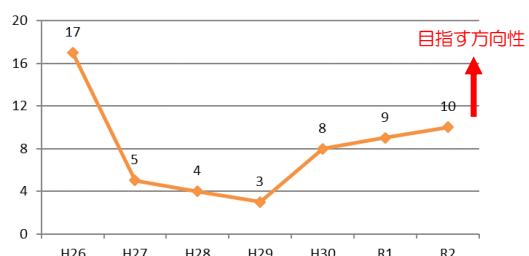
「長期優良住宅の認定件数」

令和2（2020）年度は新築戸建て住宅は797件でした。長期優良住宅には268件が認定されました。標準仕様で長期優良住宅に適合する住宅も販売されており、一定の普及が見られます。



「低炭素建築物の認定件数」

低炭素建築物の認定制度は平成24（2012）年12月から開始されました。近年、増加傾向にあり、広がりを見せてています。



※低炭素建築物とは、二酸化炭素発生の抑制に資する建築物で、省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量がマイナス10%以上になることなどが要件となっています。

令和元（2019）年度に実施した主な取組内容の紹介

事業	取組内容（実績）	担当課
省エネ・省CO ₂ 設備導入補助事業	6件、約69t-CO ₂ 削減	環境政策課
住宅用太陽光発電システム設置補助事業	178件、771kW、約243t-CO ₂ 削減	環境政策課

※省エネ・省CO₂設備導入事業補助制度では、中小企業者を対象に省エネルギー改修や新エネルギー利用設備の導入費用の一部を補助しています。省エネルギー改修では投資額100万円あたり年間2t-CO₂以上二酸化炭素を削減することなどが要件となっています。

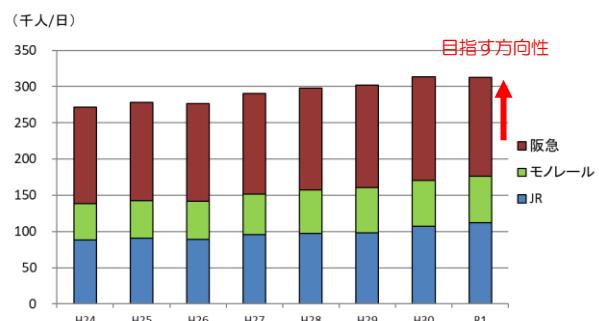
3. 人にも環境にもやさしく移動ができるまち

自動車の利用が少なくなり、鉄道やバスの利用者、歩行者や環境負荷の少ないEV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッドカー）や自転車が増えしていくと、めざすまちの姿に近づきます。

【活動指標の状況】

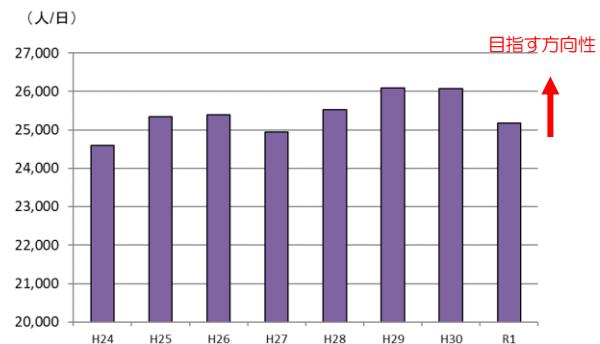
「1日あたりの鉄道の乗降客数」

令和元（2019）年度は、平成30（2018）年度並みの乗降客数となりました。



「1日あたりのバスの乗客数」

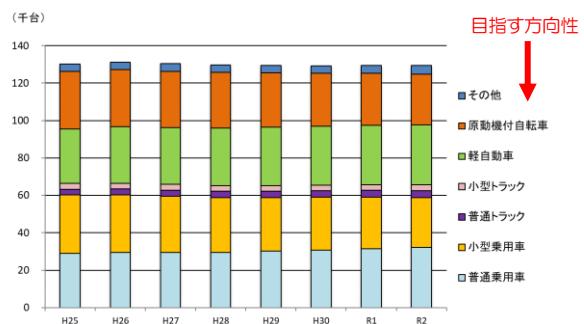
1日あたりのバスの乗客数は、1日あたり約25,000人が利用しています。



「市内在籍自動車・原動機付自転車台数」

市内在籍自動車台数はほぼ横ばいの状態が続いています。

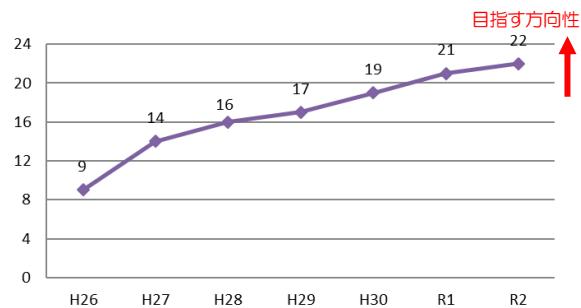
車種別では、普通乗用車、軽自動車が平成25（2013）年度以降、増加し続けています。



「EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）充電設備箇所数（累計）」

令和元（2019）年度は、昨年度より4台増加しました。市内のEV・PHVの充電設備設置箇所数は22箇所となり、昨年より1箇所増えました。年々設備数・設置箇所は増えており、EV・PHVのインフラ整備が進んでいます。

※このほかに市内には水素ステーションが2箇所整備されています。



指標 (把握頻度)	平成28年 度 (2016)	平成29年 度 (2017)	平成30年 度 (2018)	令和元年 度 (2019)	令和2年 度 (2020)
自動車分担率（%）※ (10年に1度・最新：平成22年度)				23	
中心部の歩行者・自転車通行量 (5年に1度) (最新：平成27年度)	歩行者 (人/12h)			3,909	
	自転車 (台/12h)			5,002	
コミュニティサイクル（レンタ）サイクル台数（台） (毎年)	994	994	972	925	945

※自動車分担率とは、市域全体の移動数に対する自動車で移動している移動数の割合を示します。

出典：第5回（平成22年）近畿圏パーソントリップ調査の調査票情報を集計

令和2（2020）年度に実施した主な取組内容の紹介

事業	取組内容（実績）	担当課
公用車への低燃費自動車の導入	ハイブリッド3台、軽自動車4台、軽貨物車13台、普通貨物車1台、小型貨物車2台、塵芥車2台、道路作業車1台、軽積載車1台、救急車1台、S T車1台、搬送車1台	総務課等
EV等の普及	いばらき環境フェアでPHEV（プラグインハイブリッドカー）を展示	環境政策課

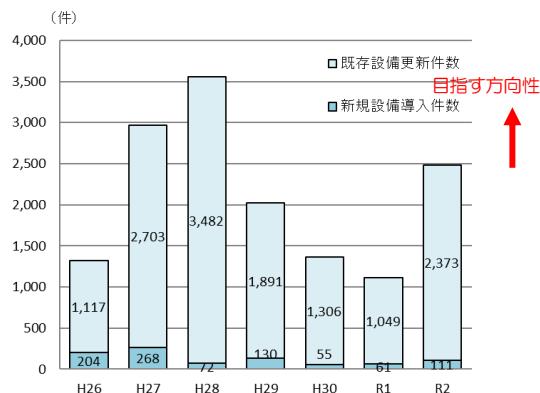
4. 環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち

現在、市では、公共施設・街路灯へのLED導入を進めています。また、LED導入以外にも、低炭素建築物の認定や市内公共施設の省エネルギー診断などにも取り組んでいます。

【活動指標の状況】

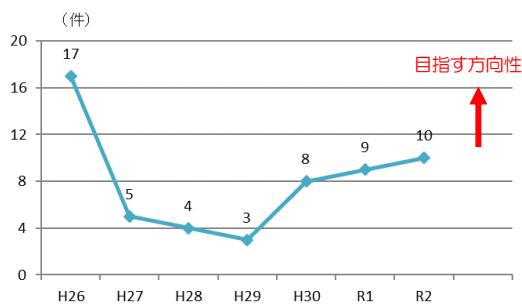
「公共施設・街路灯へのLEDの導入件数」

令和2（2020）年度は、既存の設備において2,395灯をLEDに転換しました。これにより、年間約427,140kWhの電気使用量が削減され、街路灯（市管理）のLED化進捗率は96%になりました。



「低炭素建築物の認定件数（再掲）」

低炭素建築物の認定制度は平成24（2012）年12月から開始しました。近年増加傾向にあり、広がりを見せています。



令和2（2020）年度に実施した主な取組内容の紹介

事業	取組内容(実績)	担当課
朝市・青空及び販売所PR (地産地消の実践)	市HPに掲載、市の広報誌2件	農林課
市内公共施設の省エネルギー診断	2か所（担当課：環境政策課 各施設所管課（スポーツ推進課）	環境政策課、各施設所管課

5. 環境意識が次世代へ継承されるまち ~環境・エネルギー教育の推進~

環境意識が次世代へ継承されるよう、市民や市民団体、企業の方などと連携して、以下の取組を進めています。ボランティアや講座参加者が増えて環境意識が高まることを目指しています。

【活動指標の状況】

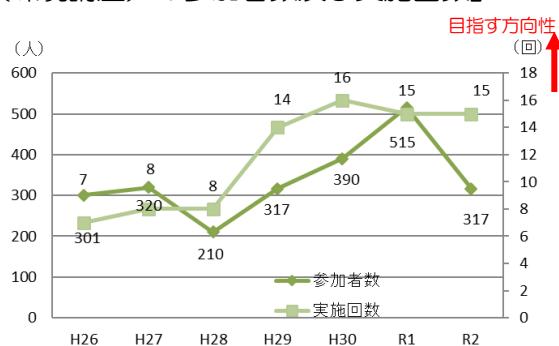
「環境市民講座（年1回）参加者数」

平成25（2013）年度からショッピングモールで実施するなど、市民のみなさんが参加しやすいように努めています。毎年異なるパフォーマーを招き、楽しく学べる環境学習を目指しています。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止となりました。



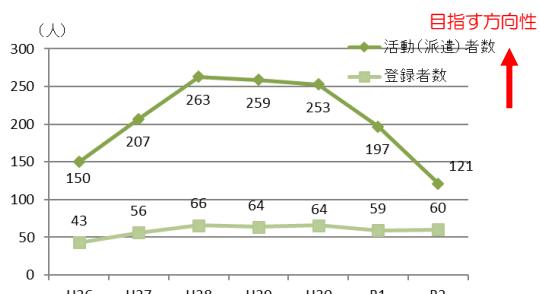
「市民団体による環境家計簿普及促進事業（環境講座）の参加者数及び実施回数」

令和2（2020）年度は、いばらき×立命館DAYでの参加者数が増加しました。一方で、新型コロナウイルス感染症感染対策のため、事業の中止や参加人数を制限したこと、参加者数は昨年度より減少しました。



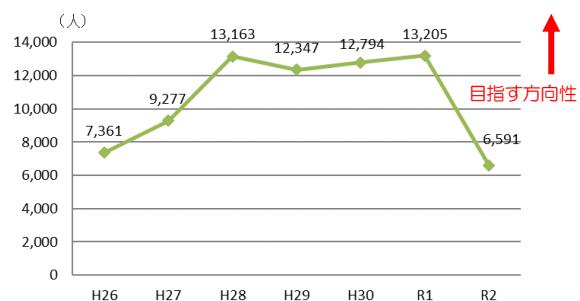
「環境教育ボランティア活動（派遣）者及び環境教育ボランティア・サポーター登録者数」

令和2（2020）年度は、延べ121人の環境教育ボランティアが環境教育・環境学習を実施しました。新型コロナウイルスの影響により、講座が中止になることがあり、派遣者数が減少しました。



「里山センター利用者数」

令和2（2020）年度は6,591人の利用がありました。新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、イベントを中止にしたことで利用者が減少しました。



「市民参加型森林保全事業市民ボランティア養成数」

令和2（2020）年度は11人の森林ボランティアが養成されています。ボランティア養成講座を受けた卒業生による森林保全活動が行われています。

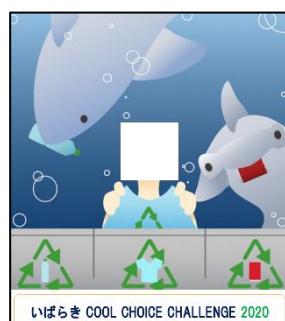
毎年10～20人程度で推移しています。



令和2（2020）年度に実施した主な取組内容の紹介

事業	取組内容（実績）	担当課
市民参加型森林保全事業	森林の保全と活用を図る市民ボランティアの育成をはかる	農林課
環境家計簿（ええことカレンダー）の普及	ええことカレンダー提出者 33人 ええことカレンダーコンテスト参加者 21人	環境政策課
COOL CHOICE CHALLENGE の実施	応募件数 13件	環境政策課

※令和2（2020）年度のCOOL CHOICE CHALLENGEでは、COOL CHOICEをイメージした〇〇を募集しました。



「COOL CHOICE CHALLENGE」入賞作品

令和2（2020）年度 主な事業の実施状況一覧

1. 環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち

事業	取組内容（実績）	担当課
集団回収、古紙類など資源物の分別・再資源化	再生資源集団回収報奨金事業を運用（423 団体、6,707t 回収）	資源循環課
廃棄物減量等推進員活動の推進	廃棄物減量等推進員研修会を実施	資源循環課
事業所訪問、啓発冊子・副読本の発行	19 事業所を訪問	資源循環課
省エネ相談会の実施	新型コロナ感染症感染対策のため、いばらき環境フェアでの「うち工コ診断」の出展なし	環境政策課
みどりのカーテン推進事業	市民モニター36人＋7団体、学校等49施設で実施	環境政策課

2. 多様なくらし・なりわいができるまち～再生可能エネルギー導入、熱の活用～

事業	取組内容（実績）	担当課
省エネ・省CO ₂ 設備導入補助事業	6件、約69t-CO ₂ 削減	環境政策課
住宅用太陽光発電システム設置補助事業	177件、777kW、約244t-CO ₂ 削減	環境政策課

3. 人にも環境にもやさしく移動ができるまち

事業	取組内容（実績）	担当課
公用車への低燃費自動車の導入	ハイブリッド3台、軽自動車4台、軽貨物車13台、普通貨物車1台、小型貨物車2台、塵芥車2台、道路作業車1台、軽積載車2台、救急車1台、ST車2台、搬送車1台	総務課等
EV等の普及	いばらき環境フェアでPHEVを展示	環境政策課

4. 環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち

事業	取組内容(実績)	担当課
朝市・青空及び販売所PR (地産地消の実践)	市HPに掲載、市の広報誌2件	農林課
市内公共施設の省エネルギー診断	2か所（担当課：環境政策課 各施設所管課（スポーツ推進課）	環境政策課 各施設所管課

5. 環境意識が次世代へ継承されるまち～環境・エネルギー教育の推進～

事業	取組内容（実績）	担当課
市民参加型森林保全事業	森林の保全と活用を図る市民ボランティアの育成をはかる	農林課
環境家計簿（ええことカレンダー）の普及	ええことカレンダー提出者 33人 ええことカレンダーコンテスト参加者 21人	環境政策課
COOL CHOICE CHALLENGEの実施	応募件数 13件	環境政策課

全体

事業	取組内容（実績）	担当課
エコプラットホームの開催	新型コロナウイルス対応のため中止	環境政策課
いばらき環境（エコ）ポイント制度の実施	発行ポイント数 49,462ポイント 応募件数 578件	環境政策課

用語解説

[エコオフィスプランいばらき]

市自らが事業者としての立場で事務・事業における環境に配慮した行動を率先実行するための計画で、温室効果ガス排出量の削減目標や、職員の取組内容を定めています。また、地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画としています。

[エコカフェ]

エコライフについて耳寄りな話題を提供するほか、環境問題について気軽に話せる茶話会として平成29(2017)年度から開催しています。

[エコプラットフォーム]

地球温暖化対策実行計画の推進にあたり、市民・事業者・団体・行政等が集まり、地球温暖化対策に関し情報交換を行う“場”として設置しています。

[環境家計簿]

家庭で使用する電気・ガス・水道・ガソリン・灯油などの使用量や、普通ごみの排出量を記録し、それらをCO₂の量に換算して「見える化」するもので、家庭が地球環境に与える影響を知ることで、エネルギーの無駄遣いを減らす行動に繋がります。

[環境フェア]

市民の環境に関する知識及び意識の向上を図り、自発的な環境学習へのきっかけをつくることを目的に開催しています。市民団体や事業者と協働し、本市の環境の現状や市民一人ひとりが取り組むべきことを催し物などを通じて分かりやすく紹介しています。

[高効率給湯器]

エネルギーの消費効率に優れた給湯器です。従来の瞬間型ガス給湯器と比較すると設備費は高いが、エネルギー効率が高いためCO₂排出削減量を削減でき、ランニングコストも抑えることができます。

[再生可能エネルギー]

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然の営みから継続して利用できるエネルギーのことです。エネルギー源が絶えず再生・供給され、地球環境への負荷が少ないことが特徴です。

[再生資源集団回収報奨金]

ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体等に対し、回収量に応じて報奨金を支給する制度です。

[里山センター]

市民参加による自主的な里山保全活動を行うための活動拠点となる施設です。里山保全に係る各団体の研修会や活動に利用されているほか、四季に応じたイベントや木工クラフト体験等も行っています。

[自動車分担率]

市域全体の移動数に対する自動車で移動している移動数の割合を示します。算出の根拠となる近畿圏パーソントリップ調査は、近畿圏全域から無作為に抽出された世帯からの回答（調査票の返送またはWeb回答）により、出勤、登校、帰宅などの目的や交通手段、移動の起点・終点の場所など、1日の動きをとらえることで、交通実態をとらえる調査です。自動車分担率は、人口密度が低いほど高くなる傾向にあります。

[地産地消]

地域生産・地域消費の略語で、地域で生産された農林水産物をその地域で消費することです。地産地消によって、食料品輸送に伴う CO₂ 排出量を削減することができます。

[ハイブリッド N コークス]

石炭コークスとバイオマスチップ（建設廃材や剪定枝等の木材チップ）を混合した燃料のことです。ハイブリッド N コークスは日鉄環境プラントソリューションズ（株）の特許技術です。

[長期優良住宅]

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅です。劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、住居環境、住戸面積、維持保全計画の条件を満たすと認定を受けることができます。

[低炭素建築物]

二酸化炭素発生の抑制に資する建築物で、省エネ法の省エネ基準に比べ一次エネルギー消費量が 10%以上削減されること、低炭素化に資する措置等のうち一定以上を講じていることが要件となっています。

[低炭素ライフスタイル]

再生可能エネルギーの活用や、省エネルギー機器の導入などにより、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出を減らす生活様式のことです。

[廃棄物減量等推進員]

廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 10 条の規定に基づき委嘱しています。地域のごみ減量やリサイクルを推進するリーダー役として、ごみ集積場所の減量の確認、地域での正しいごみの出し方についての啓発活動、地域の要望・提案などの伝達、市の減量施策やイベント等への協力などに取り組んでいただいているます。

令和3(2021)年度版

いばらきの環境
(令和2(2020)年度 年次報告書)

令和3(2021)年 月発行

発行 茨木市産業環境部環境政策課
茨木市駅前三丁目8番13号
電話(072)620-1644